

川越市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 6 月
(令和 4 年 1 月 改訂)

川 越 市

川越市民憲章

(1982 (昭和 57) 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章



■市の花 山吹 (やまぶき)



■市の木 かし



■市の鳥 雁 (かり)



ごあいさつ

本市は、1960年代以降の人口急増期に、都市の発展に合わせ、さまざまな公共施設やインフラ施設を整備してきました。それらの施設が、建設後30年から40年を経過し、大規模な修繕や建替えが必要になるとともに、その時期が集中して訪れようとしています。



また、本市の人口は、2015（平成27）年8月に35万人に達しましたが、近い将来に人口が減少すると推計しています。少子高齢化や人口減少社会の到来は、家族やコミュニティ、消費活動などの社会のさまざまな分野に幅広い影響を与えるものと考えられ、公共施設等の老朽化への対応のほかにも、医療や介護などの社会保障や少子高齢化に合わせたまちづくりなど、財政コストを考慮した行財政運営を余儀なくされています。

本市では、限りある財源を有効活用し、長期的な視点で老朽化の課題に取り組むため、川越市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。本計画では、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくための基本的な方向性を示しています。

これからは、本計画に基づいて、複合化や長寿命化などの手法を用いた効率的で効果的な整備更新や社会状況の変化に応じた適正配置に積極的に取り組んでいかなければなりません。

これらの取組を通じて、次の世代に過度な負担を残すことなく、持続可能な行財政運営を行い、公共施設等の適切な管理に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年6月

川越市長 川合善明

改訂の趣旨について

今回の改訂は、国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂（2018年2月）にて新たに示された項目に対応することを主な目的とし、公共施設等総合管理計画の方向性等については変更せず、2020年度までに策定した施設ごとの個別施設計画の内容を踏まえた必要最小限の改訂としました。

そのため、本文の時点は原則として当初計画のままとしていますが、第3章での更新費用の見通しの再試算等にあわせ、第2章及び第3章については時点を修正しています。その他、時点による内容の変更については、必要に応じ補記にて対応しています。

主な改訂内容

- ・長寿命化対策等を踏まえた更新費用の見通しの再試算（第3章）
 - ・「有形固定資産減価償却率の推移」を追加（第4章）
 - ・「ユニバーサルデザイン化の推進方針」を追加（第5章）
 - ・「公共施設等適正管理推進事業債の活用実績」を追加（第5章）
- その他、個別施設計画にあわせた文言の修正など

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられる
まちづくりを



本市では、各施策の着実な推進と多様な主体との連携により、SDGsの達成に向けて取り組むこととしています。SDGsの17の目標のうち、本計画の取組とかかわりの深い目標は、次のとおりです。

【11. 住み続けられるまちづくりを】
包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

(目次)

第1章 公共施設等総合管理計画の概要	1
1 目的	2
2 計画の体系	3
3 計画期間	4
4 対象施設	4
5 取組スケジュールと推進体制	5
第2章 公共施設等の現況	7
1 公共施設の現況	8
(1) 市有財産の概要	8
(2) 公共施設の建設実績	9
(3) 公共施設の年間総経費	10
2 インフラ施設の現況	11
第3章 人口と財政の将来見通し	13
1 人口の推移と将来推計	14
2 財政状況	15
(1) 歳入と歳出の見込み	15
(2) 投資的経費の推移と財政構造の硬直化	16
3 将来の更新費用等の見通し	17
第4章 現状から分かる課題	21
1 財源の確保と有効活用	22
2 市民ニーズの変化に対応した行政サービスの提供	23
3 公共施設等の老朽化への対応	24
第5章 マネジメントに関する基本方針	25
1 基本方針	26
2 マネジメントの手法	32
(1) 公共施設のマネジメントの進め方	32
(2) インフラ施設のマネジメントの進め方	33
第6章 施設類型別のマネジメント方針	35
1 学校教育施設	37
2 生涯学習施設	40
3 文化、スポーツ、観光施設	45
4 福祉施設	52
5 公営住宅	61
6 都市基盤施設	63
7 行政関連施設	66
8 インフラ施設	76
資料編	81

余白ページ

第1章 公共施設等総合管理計画の概要

1 目的

本市は、学校やホールなどの公共施設や道路などのインフラ施設を、人口が急増する1970年代前半から1980年代前半にかけて集中的に整備してきました。これらの公共施設やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）が建設後30年から40年程度経過し、更新¹時期が一斉に訪れると見込まれます。経年劣化した公共施設等をそのまま放置することは、利用者の安全に影響を与えるおそれがありますが、全ての公共施設等を更新することは、現在の厳しい財政状況を踏まえると困難です。

この課題に対する取組として、2012年度に、本市が所有し、管理する公共施設の資産情報や利用状況、運営コストなどをまとめた『川越市公共施設マネジメント白書（以下「白書」という。）』を作成しました。これにより公共施設の全体像を把握するとともに、白書のデータを基に、公共施設の整備更新に係る計画策定の検討を始めました。

また、国においても、公共施設等の老朽化への対応として、2013年11月、『インフラ長寿命化基本計画』を策定しました。この計画では、地方公共団体における公共施設等の整備更新を着実に進めていくため、中長期的な取組の方向性を明確にする行動計画と当該行動計画に基づき、施設ごとの対応方針を定める個別施設計画を策定することとされています。

これまでの取組を踏まえ、利用者の安全・安心を確保しながら、老朽化が進行する公共施設等の更新、統廃合、長寿命化²などに計画的に対応するための方針として、公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）を定めます。

管理計画は、本市の最上位計画である『第四次川越市総合計画』で掲げる施策 No. 49 社会資本マネジメント³の推進に対応し、全庁的な取組として推進していくものです。

¹ 更新：施設を新しく建て替えること。

² 長寿命化：適切な保全を行い、躯体や設備を健全な状態に保ち、法定耐用年数を超えて使い続けること。

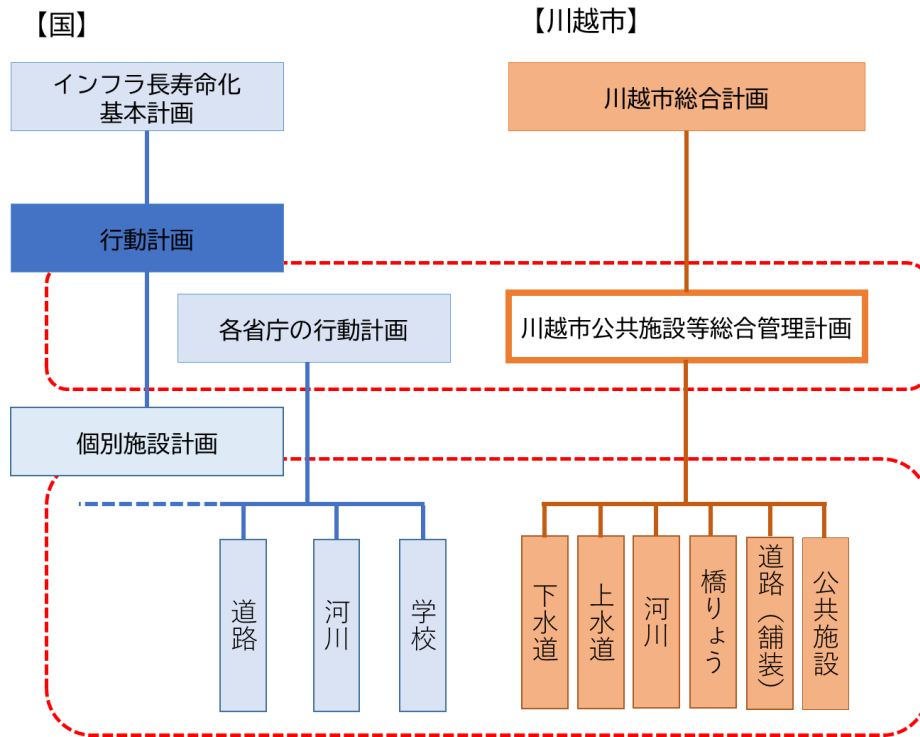
³ 社会資本マネジメント：本市が所有し、管理する公共施設等を重要な経営資源と捉え、施設の運営コストや利用状況などを把握するとともに、人口動態や市民ニーズを踏まえた分析を行い、全市的な視点から効果的かつ効率的な施設管理・運営を推進する取組のこと。

2 計画の体系

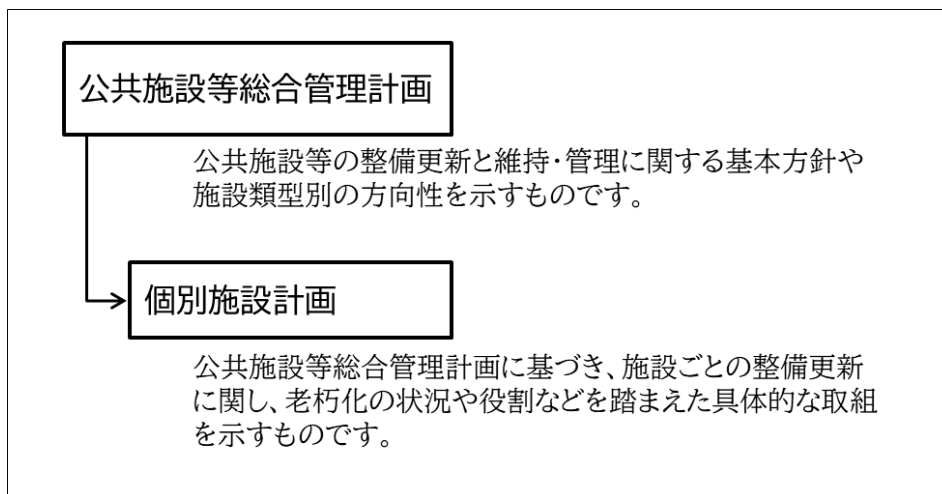
管理計画は、地方公共団体が作成する行動計画に当たります。

また、歴史的建築物及び賃借物件を除き、管理計画に基づいて個別施設計画を策定します。

【図表 1 計画の体系】



【図表 2 公共施設等総合管理計画の体系】



3 計画期間

管理計画は、長期にわたり利用することを前提とした公共施設等を対象としているため、施設のライフサイクル全体を意識した長期的な視点で取り組むことが重要です。そのため、計画期間は、多くの公共施設等が更新や大規模な改修時期を迎える今後の30年間を見据える中、社会情勢の変化や取組の進捗状況を踏まえ、10年間の計画期間とします。なお、必要に応じて見直しを行い、内容の充実を図ることとします。

4 対象施設

管理計画では、本市が所有し、管理する公共施設等を対象とし、公共施設を8類型に、インフラ施設を5類型に分けて整理します（図表3）。

【図表 3 公共施設等の施設類型】

(2016年6月時点)

	分類	主な施設
公共施設	学校教育施設	市立小学校、市立中学校、市立川越高等学校、市立特別支援学校
	生涯学習施設	公民館(分室、分館含む)、小堤集会所、図書館、国際交流センター、環境プラザ(つばさ館)、博物館、美術館、本丸御殿、蔵造り資料館
	文化・スポーツ・観光施設	ウェスタ川越大ホール、やまぶき会館(分室含む)、文化会館、地域ふれあいセンター、武道館、芳野台体育館、川越運動公園、なぐわし公園温水利用型健康運動施設(PiKOA)、産業観光館(小江戸蔵里)、川越まつり会館、観光案内所、中高年齢労働者福祉センター(サンライフ川越)、農業ふれあいセンター
	福祉施設	市立保育園、学童保育室、児童センターこどもの城、児童館、総合福祉センター(オアシス)、みよしの支援センター、職業センター、障害者就労支援センター、やまぶき荘(やまぶき荘等污水处理施設含む)、霞ヶ関東老人デイサービスセンター、老人憩いの家、後楽会館
	公営住宅	市営住宅、再開発住宅店舗
	都市基盤施設	市営自転車駐車場、川越駅東口公共地下駐車場、公園施設、防災施設
	行政関連施設	市民センター、連絡所、証明センター、本庁舎(分室含む)、東庁舎、郭町公用車管理棟、小仙波庁舎、保健所、総合保健センター、動物管理センター、川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所、教育センター(分室含む)、福祉サポート連雀町、川越しごと支援センター、倉庫、環境衛生センター、東清掃センター、資源化センター、小畔の里クリーンセンター、学校給食センター、斎場、市民聖苑やすらぎのさと、農業集落排水処理施設
	その他の公共施設	文化財、遊休施設、普通財産
インフラ施設	道路	道路、橋りょう
	橋りょう	道路管理事務所
	河川	排水機場
	上水道	配水管 上下水道局庁舎、上下水道管理センター、倉庫、浄水場、受水場
	下水道	管きよ ポンプ場

*2016年6月以降の施設の設置状況については第6章で補足しています。

5 取組スケジュールと推進体制

個別施設計画は、個別施設の特性や緊急性に応じて順次策定していきますが、既に策定している個別施設のマネジメントに係る計画は、管理計画などを踏まえた内容に見直したうえで個別施設計画とみなします（図表4）。

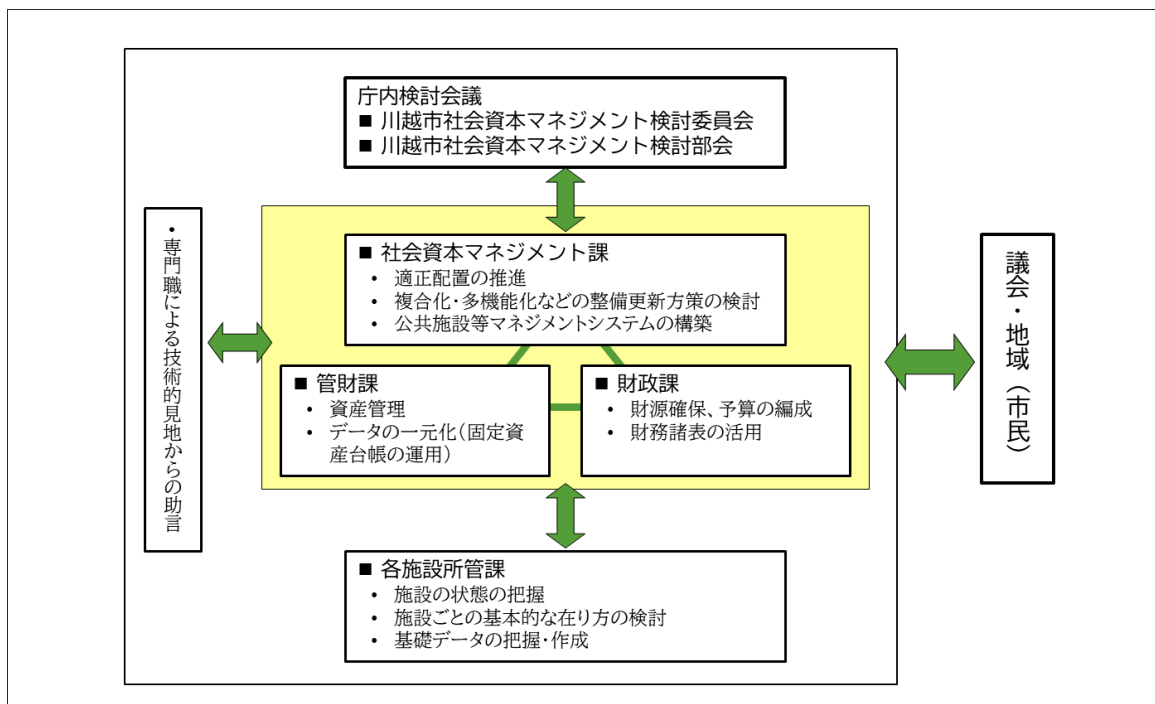
また、資産情報の一元管理や予算編成などと連携し、土木や建築などの技術的な支援に基づいたマネジメントを推進するとともに、取組状況について、広報やホームページなどさまざまな媒体を活用し、議会や市民の方々へ情報提供を行います（図表5）。

*2020年度までに、個別施設計画として公共施設編、道路舗装編、橋りょう編、排水機場・排水ポンプ場編を策定しています。上下水道施設については、川越市上下水道ビジョン等の既存計画において必要な事項が網羅されていることから、改めて個別施設計画は策定しないこととしています。

【図表 4 取組スケジュール】

	計画期間10年間									
	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度
公共施設等 総合管理計画	推進									
個別施設計画	策定					推進				

【図表 5 推進体制図】



余白ページ

第2章 公共施設等の現況

*第2章については、第3章の試算等に合わせ、
改訂の際に時点の修正を行っています。

1 公共施設の現況

(1) 市有財産の概要

本市の市有財産は、上下水道局が所管している財産を含め、建物が約 79 万㎡、土地が約 328 万㎡です。建物は約 99.4%、土地は約 93.6%が 行政財産⁴です（図表 6）。

また、行政財産（建物）を施設類型別の建物面積で比較すると、学校教育施設の割合が高く、約 52.0%を占めています（図表 7）。

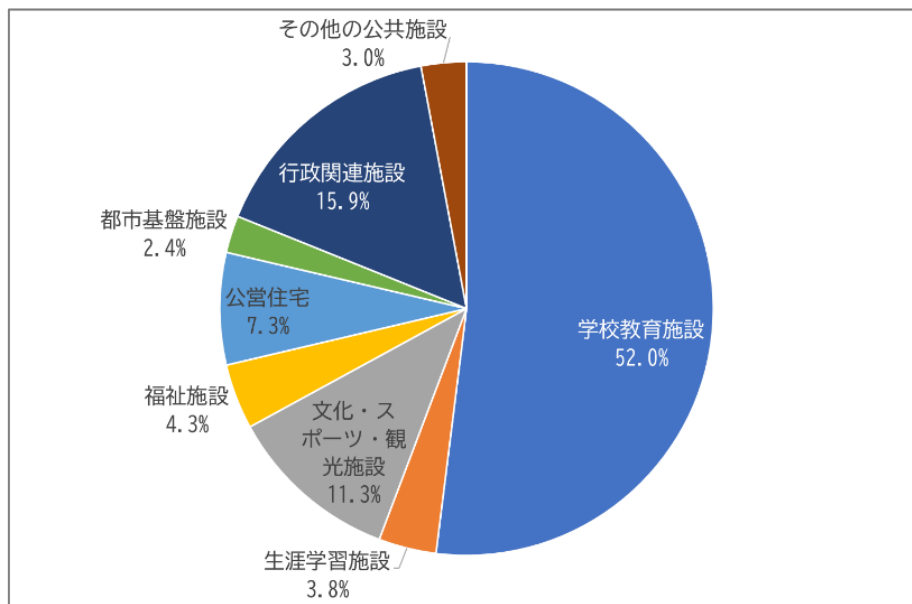
【図表 6 市有財産（行政財産と普通財産⁵）の内訳】

	市有財産	
	延床面積（㎡）	土地面積（㎡）
行政財産	789,369.62	3,069,947.54
普通財産	4,422.89	209,689.20
合計	793,792.51	3,279,636.74

川越市社会資本マネジメント課作成

※基準日：2021年3月31日

【図表 7 行政財産（建物）の施設類型別分類】



社会資本マネジメント課作成

※基準日：2021年3月31日

※インフラ関連の施設について、庁舎及び事務所は「行政関連施設」へ、その他の施設は「その他の公共施設」へ含めて記載しています。

⁴ 行政財産：市において、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産のこと。一部を除き原則、貸付け、交換、売却、譲与等を行うことができない。

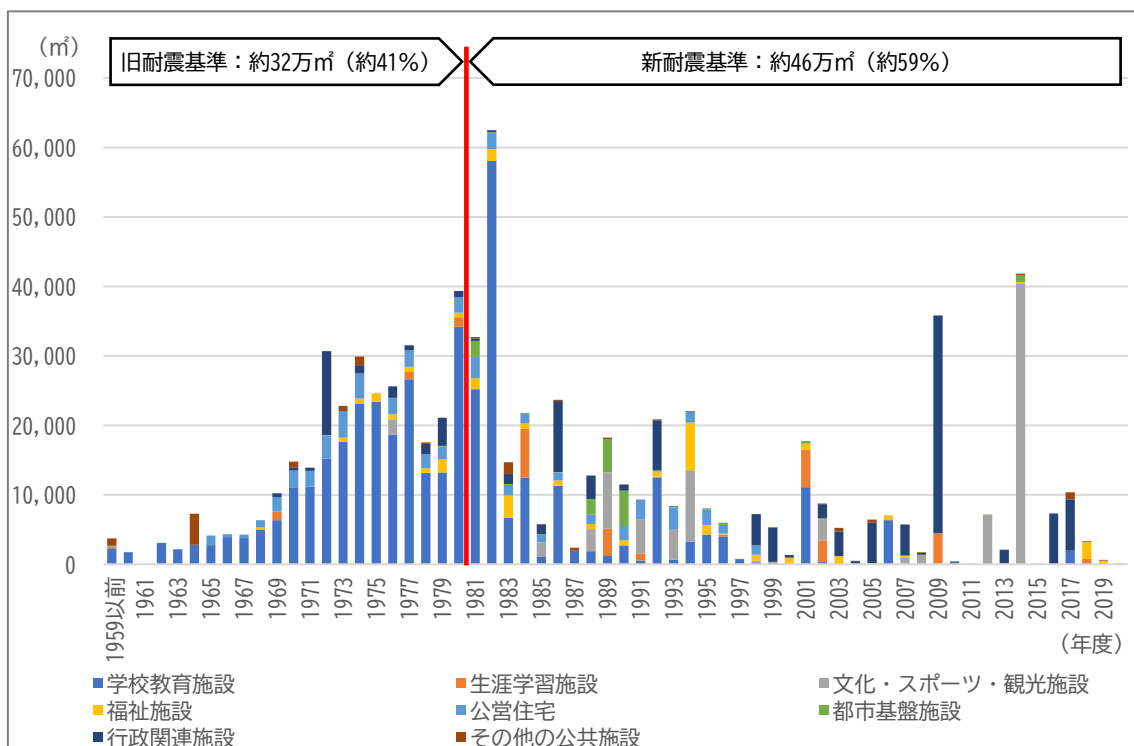
⁵ 普通財産：行政財産以外の公有財産のこと。

(2) 公共施設の建設実績

本市における公共施設の建設年別面積は、1970年代前半から1980年代前半にかけて大きなピークが存在し、建設後30年以上経過している施設面積は全体の約68%にも及んでいます（図表8）。

また、1981年の建築基準法改正により新耐震基準が導入されており、旧耐震基準⁶で整備された公共施設は、全体の約41%を占めています。本市では、『川越市建築物耐震改修促進計画』に基づき、公共施設の耐震化を進めてきました。旧耐震基準で建設された建物を施設類型別に比較すると、約76%が学校教育施設となっていますが、既に耐震化を完了しています。

【図表 8 公共施設建設年別面積】



社会資本マネジメント課作成

※基準日：2021年3月31日

※上下水道局が所管する施設、また建設年が不詳の施設は除いています。

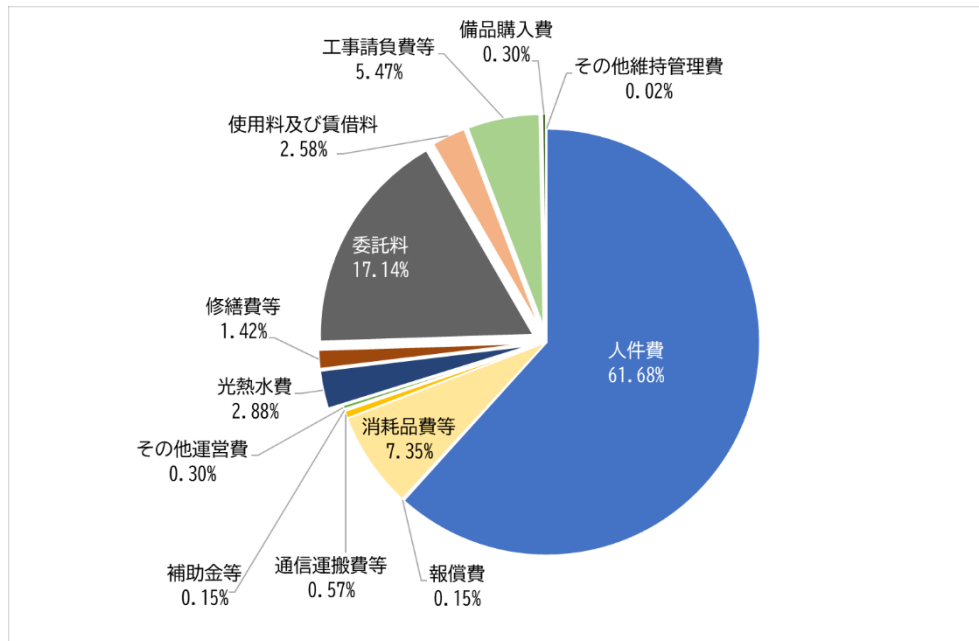
※上下水道局が所管する施設を除くインフラ関連の施設について、庁舎及び事務所は「行政関連施設」へ、その他の施設は「その他の公共施設」へ含めて記載しています。

⁶ 旧耐震基準：1981年6月に改正施行された建築基準法の構造規定（新耐震基準）以前の構造規定のこと。

(3) 公共施設の年間総経費

2019年度における公共施設の年間総経費は、約310億円となっています（図表9）。このうち運営費（人件費、報償費、消耗品費等、通信運搬費等、補助金等、その他運営費）が約218億円、維持管理費等（光熱水費、修繕費等、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等、備品購入費、その他維持管理費）が約92億円となっています。公共施設の運営や維持・管理等に係る経費のうち、運営費が約70%を占めています。

【図表9 公共施設の年間総経費】



種目		経費（億円）	
運営費	人件費	191.35	217.79
	報償費	0.46	
	消耗品費等	22.81	
	通信運搬費等	1.78	
	補助金等	0.47	
	その他運営費	0.92	
	維持管理費等	光熱水費	
修繕費等	4.39		
委託料	53.18		
使用料及び賃借料	8.00		
工事請負費等	16.96		
備品購入費	0.93		
その他維持管理費	0.06		
合計		310.23	

川越市社会資本マネジメント課作成

※十万円以下は四捨五入しています。

2 インフラ施設の現況

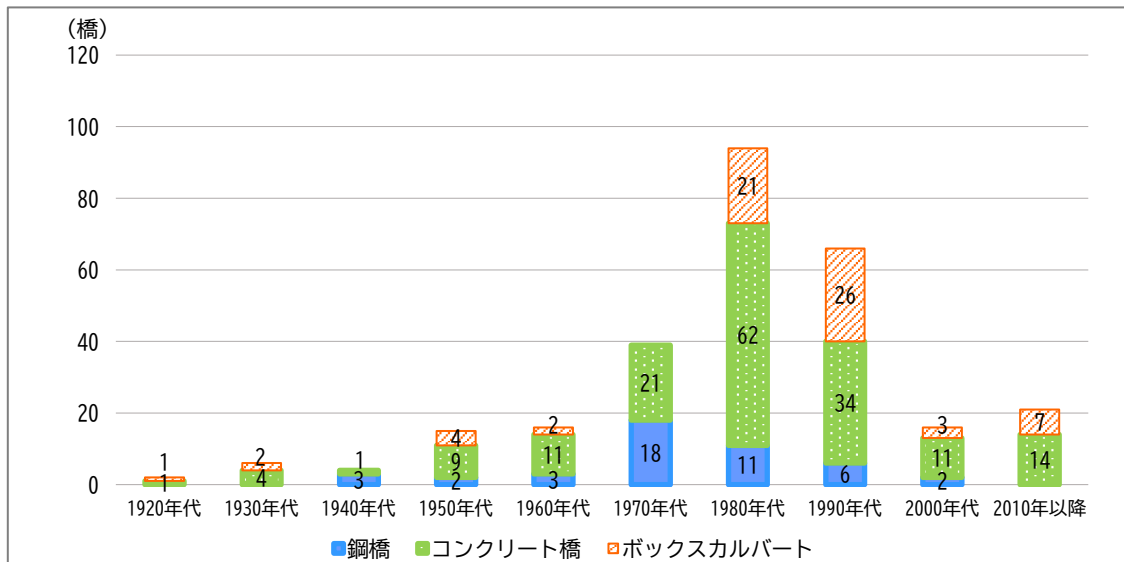
道路（参考：『川越市個別施設計画（道路舗装編）』）

本市が管理する道路は、2017年4月1日現在、5,847路線で、道路実延長1,594.1km、道路敷面積8,174,051㎡となっています。このうち、幹線1級市道（国土交通省道路区分6：いわゆる主要幹線道路）は面積ベースで10.4%、幹線2級市道（同区分7：その他の幹線道路）は9.8%、その他の市道（同区分8：生活道路）は79.8%であり、市道の多くは生活道路となっています。

橋りょう（参考：『川越市個別施設計画（橋りょう編）』）

本市が管理する橋りょうは、2018年4月1日現在、602橋（横断歩道橋を除く。）あり、その約66%はコンクリート橋となっています。建設年別の橋りょう数は、1950年代から徐々に増大し、1980年代にピークを迎えています（図表10）。

【図表 10 建設年別橋りょう数】



『川越市個別施設計画（橋りょう編）』より作成

※基準日は、2018年4月1日とし、架橋年不詳の橋りょうは除いています。

河川管理施設（参考：『川越市個別施設計画（排水機場・排水ポンプ場編）』）

入間川及び小畔川（一級河川⁷）の流出部に古谷上排水機場、古川排水機場、天の川排水機場の3施設を整備しています。天の川排水機場は築30年が経過し、老朽化が進んでいます。

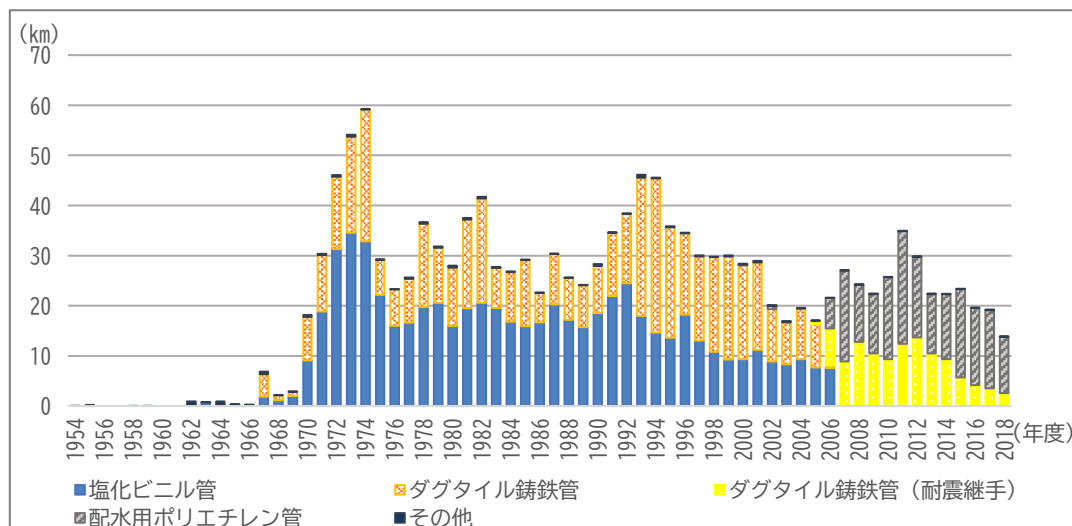
排水ポンプ場は、新河岸川に10施設、入間川に1施設を整備しています。

⁷ 一級河川：一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定したもの。市内では、荒川、入間川、越辺川、小畔川、南小畔川、新河岸川、不老川、九十川、びん沼川及び新河岸川放水路がある。

上水道（参考：『川越市上下水道ビジョン』、『川越市上下水道事業経営戦略』）

本市の水道普及率は、2018 年度末現在、99.9%となっており、配水管の総延長は1,455k mに及んでいます。1970 年代前半に大量に整備した配水管が、整備後 40 年以上経過しています（図表 11）。

【図表 11 上水道（配水管）整備年別延長】



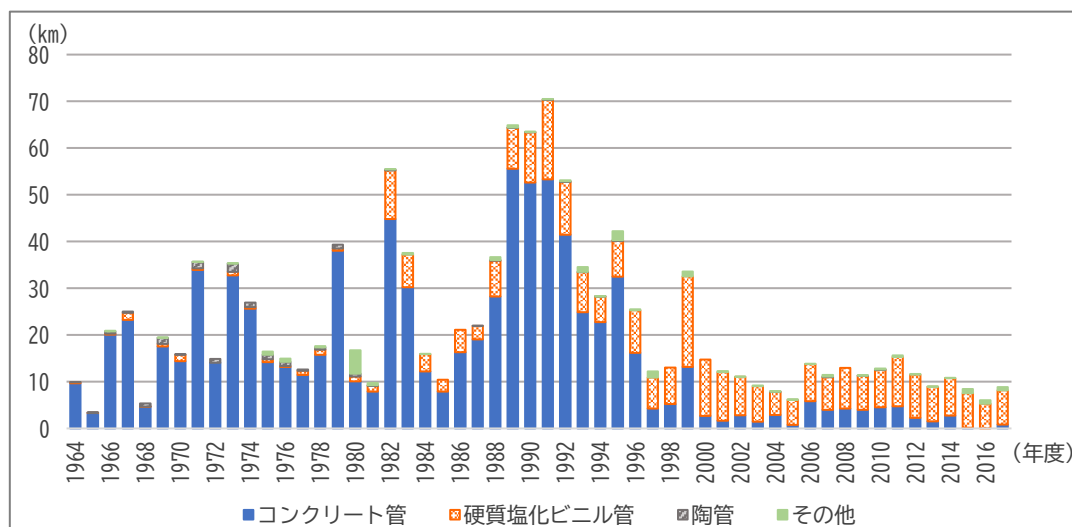
『川越市上下水道事業経営戦略』より作成

※基準日は、2019 年 3 月 31 日とし、建設年不詳の配水管は除いています。

下水道（参考：『川越市上下水道ビジョン』、『川越市上下水道事業経営戦略』）

本市の下水道普及率は、2018 年度末現在、86.4%となっており、整備した管きよ（民間が整備した後、市に移管したものなどを含む。）の総延長は1,177k mに及んでいます。1990 年代前半が整備のピークとなっています（図表 12）。

【図表 12 下水道（管きよ）整備年別延長】



『川越市上下水道事業経営戦略』より作成

※基準日は、2018 年 3 月 31 日とし、建設年不詳の管きよは除いています。

第3章 人口と財政の将来見通し

*第3章については、試算等に合わせ、
改訂の際に時点の修正を行っています。

1 人口の推移と将来推計

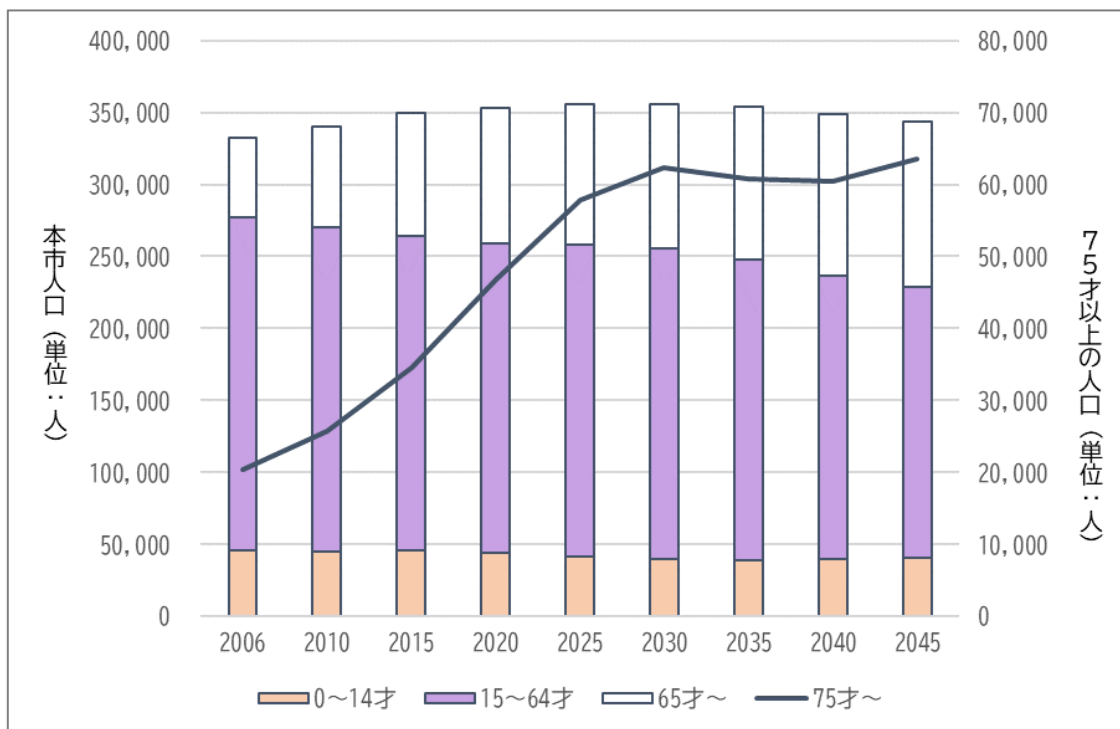
国の総人口は、2008年をピークに減少傾向が続き、2017年4月の国立社会保障・人口問題研究所の全国人口推計では、2053年には1億人を割って9,924万人になると見込まれています。

本市の人口は、隣接する9村と合併した1955年時点ではおよそ10万人でしたが、1990年に30万人を超えました。1955年から2010年までの55年間に人口は、およそ3.3倍に増えています。

また、2015年8月には35万人に達しましたが、本市の推計では、2028年をピークに減少すると見込まれており、年少人口（0～14才）や生産年齢人口（15～64才）の減少、高齢者人口（65才以上）の増加が顕著になっています（図表13）。

2015年と2045年の対比で、総人口約1.7%減に対して、年少人口は約10.5%減、生産年齢人口は約14.3%減、高齢者人口は約35.8%増（75歳以上の人口は約84.0%増）となっており、人口は減少し、少子高齢化が一層進むものと見込まれます。

【図表 13 本市における人口の推移と見込み】



(出典) 川越市住民基本台帳 (各年1月1日)

※2021年以降は本市推計

2 財政状況

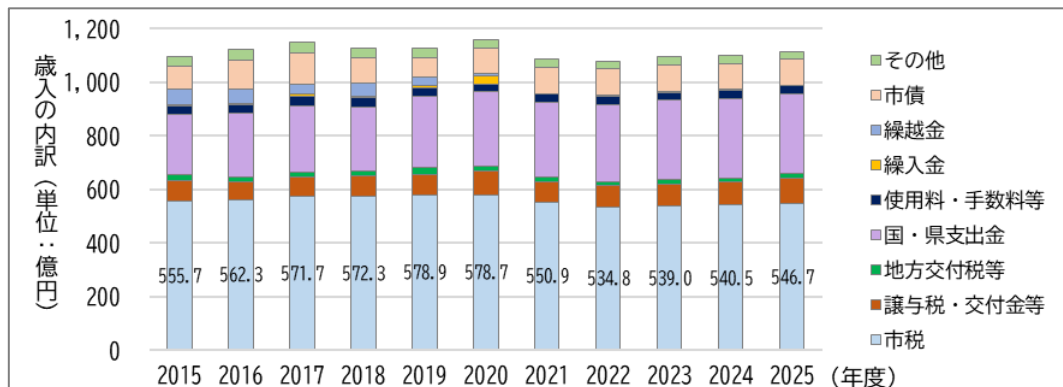
(1) 歳入と歳出の見込み

歳入の根幹となる市税収入は、生産年齢人口の減少などの要因から、ほぼ横ばい又は減少すると見込まれます（図表 14）。

歳出は、扶助費⁸の増加が顕著になっています。今後は、少子高齢化が進展することを踏まえると、更に扶助費が増加すると見込まれます。なお、公共施設等の整備に用いる投資的経費⁹は、事業の実施状況により年度ごとに変化しています（図表 15）。

今後の見込みにおいては、歳入と歳出のかい離額が大きくなっています。

【図表 14 本市における歳入の推移と見込み】

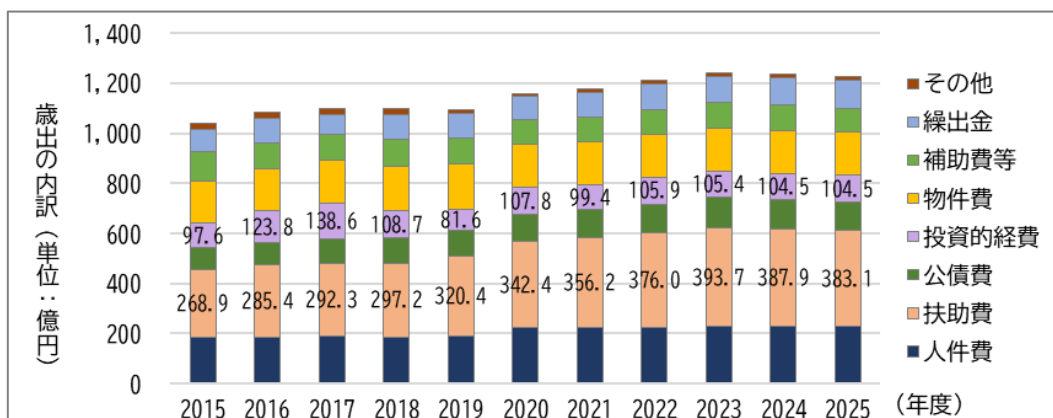


(出典) 令和2年度川越市中期財政計画

※百万円以下は四捨五入しています。

※2020年度は当初予算、2021年度以降は試算額です。

【図表 15 本市における歳出の推移と見込み】



(出典) 令和2年度川越市中期財政計画

※百万円以下は四捨五入しています。

※2020年度は当初予算、2021年度以降は試算額です。

⁸ 扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害のある人等に対して行っているさまざまな支援に要する経費のこと。

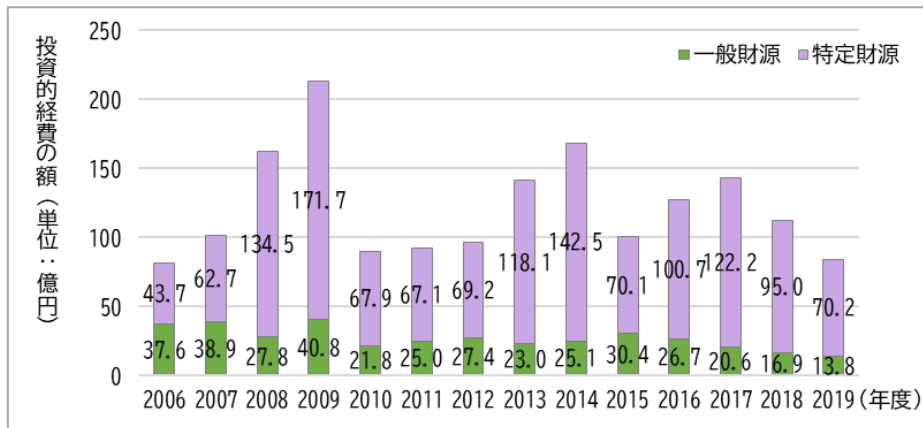
⁹ 投資的経費：道路、橋りょう、学校、公園など各種社会資本の新増設事業を行う際の経費などのこと。

(2) 投資的経費の推移と財政構造の硬直化

投資的経費における一般財源¹⁰は、減少傾向にあり、2019年度は約14億円まで減少し、特定財源¹¹が一般財源を大きく上回っています（図表16）。

また、経常収支比率¹²及び公債費負担比率¹³は、上昇傾向にあり、厳しい財政状況であるといえます（図表17）。なお、『令和2年度川越市中期財政計画』では、2021年度以降、公債費負担比率は「警戒ライン」とされる15%を超えると見込んでいます。

【図表 16 投資的経費の状況】

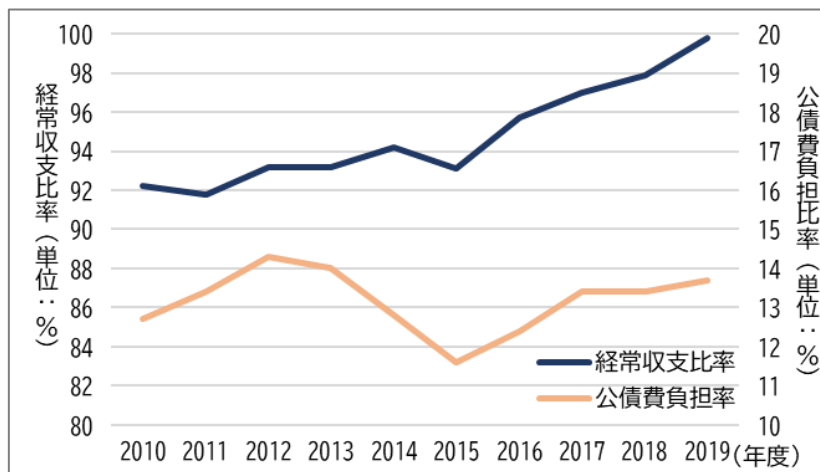


川越市社会資本マネジメント課作成

※決算カード（普通会計¹⁴ベース）に基づき作成し、百万円以下は四捨五入しています。

※令和2年度川越市中期財政計画は一般会計ベースで作成しているため、図表15の投資的経費の額と一致しません。

【図表 17 経常収支比率と公債費負担比率】



（出典）令和2年度川越市中期財政計画

¹⁰ 一般財源：市税など財源の使いみちが特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。

¹¹ 特定財源：国県支出金や市債など財源の使いみちが特定されているもの。

¹² 経常収支比率：地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。75～80%未満は妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされている。

¹³ 公債費負担比率：公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことで、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされている。

¹⁴ 普通会計：地方自治体間の財政比較等を行うため、一般会計を中心に特別会計の一部を加えた会計区分。本市の普通会計、一般会計、歯科診療事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の3つが対象である。

3 将来の更新費用等の見通し

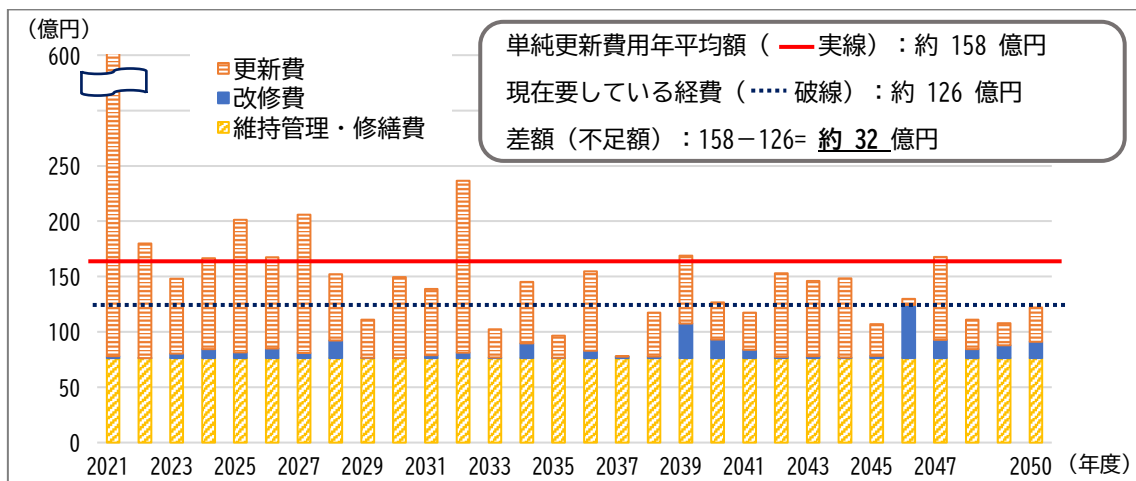
本市が保有する公共施設等について、既存施設を現在と同じ床面積や延長、構造で耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策を行った場合を想定し、2021年度から2050年度までの30年間における維持管理・修繕、改修及び更新に係る経費の見込みを試算しました。

【1. 公共施設の試算】

公共施設の単純更新の場合、小学校や中学校の建替えなどにより2020年代から2030年代前半にかけて更新のピークを迎えますが、その後はやや低い水準となり、30年間で総額約4,748億円（約158億円/年）となる見込みです。現在、更新等に要している経費は約126億円/年であるため、不足額は約32億円/年となる見込みです。（図表18）。

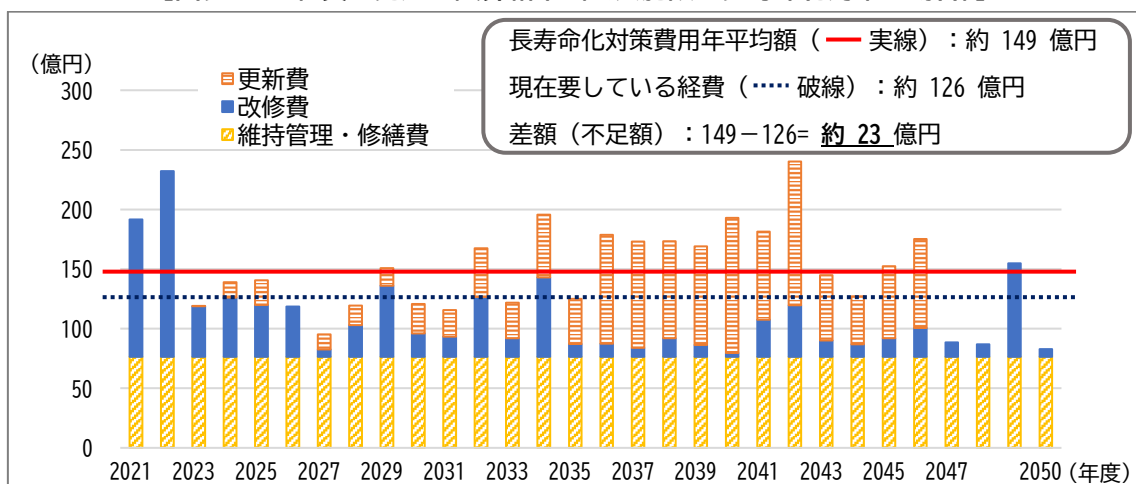
長寿命化対策を行った場合は、30年間で総額約4,473億円（約149億円/年）となるため、約9億円/年の削減効果を見込むことができますが、約23億円/年の不足となります。（図表19）。

【図表 18 経費の見通し試算結果（公共施設・単純更新の場合）】



川越市社会資本マネジメント課作成

【図表 19 経費の見通し試算結果（公共施設・長寿命化対策の場合）】



川越市社会資本マネジメント課作成

【2. 公共施設等（インフラ施設含む）の試算】

インフラ施設を含めた公共施設等の経費の見込みについては、以下の表のとおりとなります。

単純更新の場合は、30年間で総額約9,012億円（約300億円/年）となる見込みです。現在、更新等に要している経費は約163億円/年であるため、不足額は約137億円/年となる見込みです。

長寿命化対策を行った場合は、30年間で総額約7,127億円（約238億円/年）となるため、約62億円/年の削減効果を見込むことができますが、約75億円/年の不足となります。（図表20）。

【図表 20 経費の見通し試算結果と現在要している経費(公共施設・インフラ施設 30年間)】

【2021年度から30年間】

(単位：億円)

		維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	1年あたりの平均 経費の見込み額 ⑥ (④×1/30)	現在要している 経費 (過去平均値)	1年あたりの 不足額 (⑥-⑦)
普通 会計	公共施設	2,288.5	1,017.4	1,167.4	4,473.3	4,748.1	▲ 274.8	149.1	126.3	22.8
	道路	29.3	33.8	1,209.7	1,272.7	1,287.3	▲ 14.5	42.4	3.7	38.7
	橋りょう	61.7	14.1	0.1	75.9	102.6	▲ 26.7	2.5	1.8	0.7
	河川	11.7	2.0	1.8	15.4	19.0	▲ 3.5	0.5	0.3	0.2
公営 事業 会計	上水道	0.0	0.0	783.7	783.7	1,481.0	▲ 697.4	26.1	18.5	7.6
	下水道	450.0	55.8	0.0	505.8	1,373.7	▲ 867.9	16.9	11.9	4.9
合計		2,841.2	1,123.0	3,162.6	7,126.8	9,011.7	▲ 1,884.9	237.6	162.7	74.9

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

※「公共施設等の適正管理の更なる推進について」(総務省自治財政局財務調査課 平成30年4月25日付事務連絡)を参考に作成。

今後は、人口減少などの社会情勢の変化もあり、整備更新に充てることのできる財源も少なくなることが考えられるため、更新費用等を予算の範囲内に収めることができるよう、取組を進めていく必要があります。

試算条件

【公共施設】

★対象施設

公有財産台帳（2020 年度末時点）での面積に基づき試算し、普通財産、遊休施設、賃貸物件、その他公共施設付属建築物及び歴史的建築物等については除外しています。

★耐用年数及び目標使用年数

【図表 21 単純更新の耐用年数】

構造	耐用年数	構造	耐用年数
木造	22 年	鉄骨造 (S 造)	38 年
その他非木造	22 年	軽量鉄骨造 (LGS 造)	22 年
鉄筋コンクリート造 (RC 造)	50 年	コンクリートブロック造	38 年
鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造)	50 年		

【図表 22 長寿命化対策の場合の目標使用年数】

耐震基準	目標使用年数
旧耐震基準（建築 1981 年度まで）	65 年
新耐震基準（建築 1982 年度以降）	65 年超

※川越市個別施設計画（公共施設編）では、新耐震基準建築物の目標使用年数は 65 年超としているが、試算上は 80 年とした。

★単価

【図表 23 改修及び更新単価】

(単位：円/㎡)

分類	旧耐震基準建築物	新耐震基準建築物			更新単価
	40 年目改修	20 年目改修 改修 (単純更新)	40 年目改修	60 年目改修	
小規模事務庁舎 (2,000 ㎡以下)	226,000	62,400	253,600	62,400	433,700
中規模事務庁舎 (2,000 ㎡超 10,000 ㎡以下)	171,100	71,000	193,500	71,000	402,900
大規模事務庁舎 (10,000 ㎡超)	159,000	76,500	177,300	76,500	372,600
学校教育施設 (校舎)	150,000	43,100	170,400	43,100	311,400
学校教育施設 (体育館)	76,200	33,500	85,400	33,500	353,200
市営住宅	137,900	22,200	152,100	22,200	300,300

※更新単価には、建替えに伴う設計、取り壊し、処分等のコストを含む。

※改修及び更新単価は消費税を含まない。

※維持管理・修繕に係る費用については、実績値を基に算出。

【インフラ施設】

インフラ施設については、道路、橋りょう、河川、上水道、下水道のインフラ施設毎に、以下の個別施設計画に基づき試算しています

- ・川越市個別施設計画（道路舗装編）・・・2019年3月改定
- ・川越市個別施設計画（橋りょう編）・・・2019年3月改定
- ・川越市個別施設計画（排水機場・排水ポンプ場編）・・・2021年3月策定
- ・川越市上下水道ビジョン・・・2019年3月策定
- ・川越市上下水道事業経営戦略・・・2020年3月策定

現在要している経費

「現在要している経費」とは、近年、維持管理・更新等に要している経費を示しており、公共施設・インフラ施設の種類ごとに直近のものより算出しています。

種類	試算方法
公共施設	維持管理・修繕に係る費用として2019年度の実績値を、改修や更新に係る費用として2017年度から2019年度（3年間）の実績値の平均を用い算出。 ※維持管理・修繕に係る費用には、光熱水費や指定管理料などを含む。
道路	2018年度から2020年度（3年間）の舗装整備工事及び道路維持補修工事（単価契約）に係る金額の平均値により算出。
橋りょう	2016年度から2020年度（5年間）の点検、修繕、補修及び耐震補強に係る金額の平均値により算出。
河川	2019年度、2020年度（2年間）に契約した排水機場及びポンプ場の保守点検業務委託費等から、それらの平均額で算出。
上水道	2017年度から2019年度（3年間）の資本的支出のうち、「建設改良費」の金額の平均値より算出。
下水道	2017年度から2019年度（3年間）の資本的支出のうち、「建設改良費（流域下水道費を除く）」の金額の平均値より算出。

第4章 現状から分かる課題

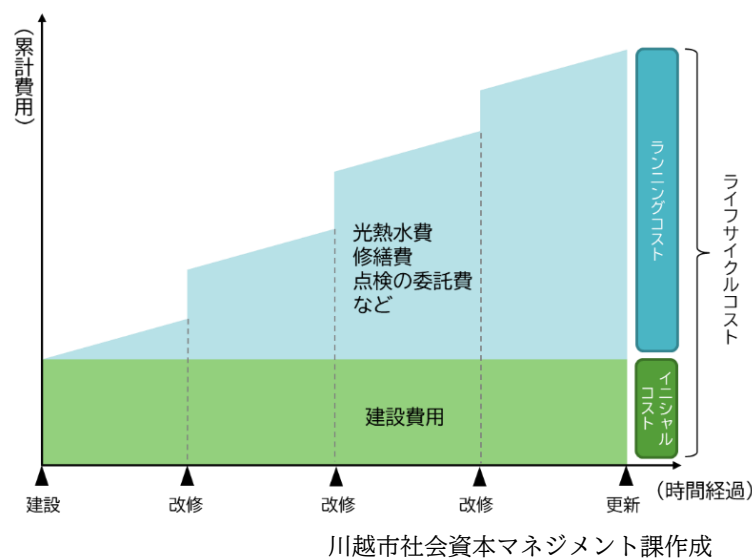
1 財源の確保と有効活用

多くの公共施設等を建設した当時は、現在と社会情勢や財政構造が異なっており、扶助費などの義務的経費や地方債残高がそれほど多くはなかったため、投資的経費の捻出が可能であったと推測されます。現在は、財政の硬直化が進んでおり、今までのように公共施設等を建設することは不可能です。そのため、計画的に必要な財源を確保する方策を検討することが必要です。

本市は、1970年代前半から1980年代前半にかけて多くの公共施設を建設し、延床面積で約64%が建設後30年以上経過しています。仮にしゅん工の50年後に更新を行うとすると、2020年代から2030年代前半に更新時期が集中し、これに対応するための財源は大きく不足すると見込まれます。時代に合った施設の在り方を検討するとともに、現在の財政状況を踏まえた公共施設の整備更新を考えていかなければなりません。

また、公共施設等は、建設時の費用（イニシャルコスト）だけでなく、維持・管理のために継続的な費用（ランニングコスト）がかかります。ランニングコストは、施設の老朽化が進行するにつれて増大し、建設費用よりも多額の費用がかかる場合があります。ことにも留意する必要があります（図表24）。そのため、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストを含めたライフサイクルコスト¹⁵の縮減を進めることが重要です。

【図表 24 公共施設等に係る費用のイメージ図】



課題に関する基本的な認識

- ・ 計画的に財源を確保するための方策の検討
- ・ 時代に合った施設の在り方の検討
- ・ 財政状況を踏まえた公共施設の整備更新
- ・ 限られた財源の重点配分
- ・ ライフサイクルコストの縮減

¹⁵ ライフサイクルコスト（LCC）：製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額をいう。

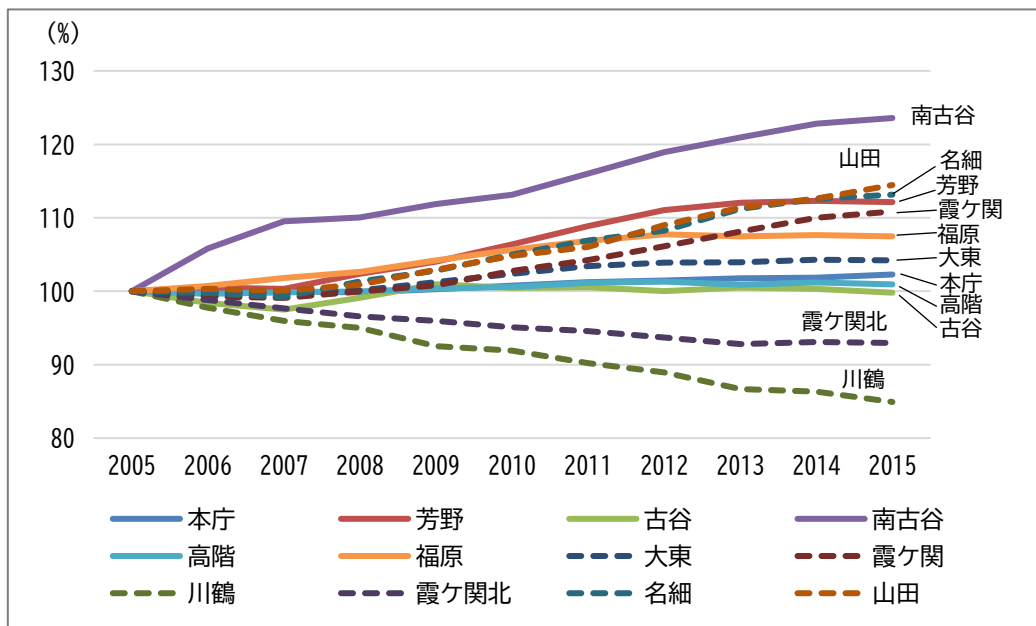
2 市民ニーズの変化に対応した行政サービスの提供

本市は、人口が急増する 1970 年代前半から 1980 年代前半にかけて市民に適正なサービスを提供するために公共施設等を積極的に整備してきました。本市の推計では、2018 年をピークに人口減少局面を迎えると見込まれ、年少人口及び生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加がより顕著になり、市民ニーズも変化していくと考えられます。そのため、社会情勢や人口減少によって生じると考えられる余剰スペースを別の機能で利用するなど、変化する市民ニーズに適切に対応することが必要です。

また、本市の人口を地区別にみると、2005 年度からの推移において、既に人口が減少している地区があるなど、求められる行政サービスが地区によって異なるものと考えられます（図表 25）。

今後は、それぞれの地区の人口動態と市民ニーズの変化を的確に把握し、民間活力を積極的に活用するなど、より効率的で効果的な行政サービスを検討することが重要です。

【図表 25 2005 年を基準とした地区別の人口の推移】



(出典) 川越市人口ビジョン

課題に関する基本的な認識

- ・ 既存ストックの有効活用
- ・ 各地区の人口動態と市民ニーズの的確な把握
- ・ 民間活力の活用
- ・ より効率的で効果的な行政サービスの検討

3 公共施設等の老朽化への対応

公共施設等は、適切に維持・管理することによって、長期にわたり安全に利用することが可能になります。今後も維持する公共施設等については、日頃から適切な維持・管理を行い、できる限り長く使い続けることや有効活用を図る取組が重要です。

また、適切な維持・管理を行うには、所在地や規模などの諸元、利用状況、運営コスト及び点検・診断などの情報を正しく把握していなければなりません。固定資産台帳¹⁶や整備を進めている複式簿記などを踏まえた新しい公会計に基づくデータの活用は、公共施設等に係る資産（ストック）や経費（コスト）の適切な把握を可能にし、限られた財源を重点的にどう配分していくのかを決める判断基準としても活用できると考えられます。

公共施設等に関する情報を一元的に管理し、利活用することは、財政の透明性を高め、議会や市民に対する説明責任をより適切に果たすことにつながります。公共施設等を所管している部署と連携を図り、共通認識のもと、管理計画の取組を全庁的に推進する体制を整えることが必要です。

*有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、所有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出したものであり、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができます。

この割合については、割合が高いほど各施設の老朽化が進んでいるといえ、類似団体と比較すると、各施設の老朽化が進んでいることがわかります。

決算年度	有形固定資産減価償却率	類似団体平均
2016年度決算	70.1%	59.3%
2017年度決算	69.6%	60.0%
2018年度決算	70.6%	60.8%
2019年度決算	71.8%	61.7%

『財政状況資料集』より作成

※対象となる資産は、固定資産台帳に登録している有形固定資産のうち、土地、立木竹、建設仮勘定及び物品を除く償却資産

課題に関する基本的な認識

- ・長期の利用を可能にする適切な維持・管理
- ・正しい情報の把握と一元管理
- ・全庁的な取組の推進

¹⁶ 固定資産台帳：固定資産を、その取得から除却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。

第5章 マネジメントに関する基本方針

1 基本方針

本市が所有し、管理する公共施設等は、国や県からの補助金も含め、市民の方々が納める税金により整備されたものであり、公共施設等をマネジメントしていくうえで、市民の方々の理解が必要不可欠です。市が公共施設等の在り方を一方的に決めるのではなく、人口減少や人口構造の変化などによる市民ニーズに対応した公共施設等の在り方を市と市民の方々が共に考えていくことが重要です。

また、これからの公共施設等の在り方を考えるに当たっては、サービスの向上や施設効用の最大化に努めながらも、今後も維持することが可能な公共施設等の総量となるように配慮するとともに、民間活用や施設の多機能化などさまざまに工夫しながら、財政負担の軽減も図らなければいけません。

そのためには、全ての公共施設等を対象として、経営的な視点から効率的で効果的なマネジメントを実施することが求められています。

2014年度に「川越市の公共施設・インフラに関するアンケート調査」を行ったところ、公共施設については、複合化や多機能化を図り、民間施設も含め、既存ストックを有効に活用していくことに積極的な意見が多く、サービス水準を引き下げることや、税負担を求めることには消極的な意見が多くありました。

インフラ施設についても、一部の廃止や長寿命化、維持・管理の民間委託に積極的な意見が多く、サービスの水準を引き下げることや、税負担を求めることには消極的な意見が多くありました。

必要不可欠なサービスを今後も継続して市民の方々に提供していくために、基本方針を次のとおり定めます。

☆基本方針☆

基本方針1	施設総量の適正化
基本方針2	適切な維持・管理による安全の確保
基本方針3	整備更新費用の確保と受益者負担の適正化
基本方針4	公民連携（PPP ¹⁷ ）の推進
基本方針5	計画的な推進を図るためのしくみづくり

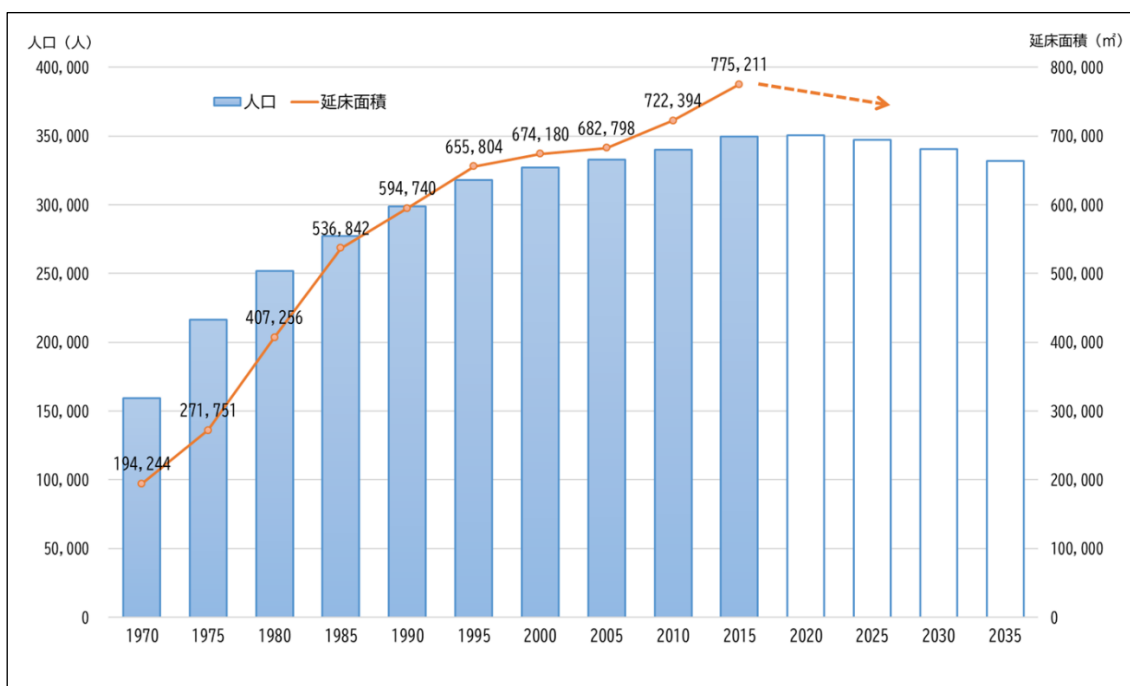
¹⁷ PPP：Public Private Partnership の略。公と民がパートナーを組んで事業を行うこと。PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシングなども含まれる。

①人口減少社会を見据えた施設総量の実現

人口減少社会を踏まえ、将来のニーズなどを考慮した結果、必要と判断した施設の整備更新は、現在の施設総量の範囲内で管理計画の趣旨に沿った手法を用いたうえで、施設総量の適正化を図ります（図表 26）。

また、インフラ施設は、管理計画の趣旨を踏まえ、事業を進めます。

【図表 26 人口と公共施設延床面積の推移】



川越市社会資本マネジメント課作成

※延床面積は、各年度の「財産に関する調書」より作成（普通財産を含む）

※人口については、2015年までは実績、2016年以降は本市推計により作成

②集約化¹⁸や複合化¹⁹・多機能化²⁰などの整備更新方策の推進

必要な施設の整備更新に当たっては、単独で建て替えるのではなく、施設の集約化や複合化・多機能化を基本とし、適正規模での施設の更新を進めます。

また、共用化²¹、広域化²²や施設によらないサービス提供（ソフト化²³）について検討します。

¹⁸ 集約化：同種の施設を統合し、一体の施設とすること。

¹⁹ 複合化：異なる種類の施設を統合し、これらの機能を有した一体の施設とすること。

²⁰ 多機能化：施設の機能を単機能ではなく、高機能・多機能にすること。

²¹ 共用化：各施設が持つ同様の機能を共同して利用すること。

²² 広域化：国や県、周辺の市などと共同で施設を整備又は運営すること。

²³ ソフト化：民間サービスなどの活用によりサービス機能は維持したうえで、施設（ハード）は廃止すること。

基本方針 2

適切な維持・管理による安全の確保

①点検・診断の実施

安全の確保を第一に考え、公共施設等の特性や整備後の経過年数などを踏まえ、継続的に点検・診断を実施します。

②耐震化の実施（参考：『第3期川越市建築物耐震改修促進計画』）

今後予想される地震災害に対して市民の安全を確保するため、本市が所有する公共施設等の耐震化に努めます。

③長寿命化の推進

改修や建替えの優先順位を整理するとともに、従来の事後保全²⁴ではなく、予防保全²⁵に努め、老朽化の状況や将来の用途の見通しなどを考慮して、各施設の状況を踏まえた長寿命化を図ります。

④ユニバーサルデザイン化の推進

ユニバーサルデザイン²⁶の考え方のもと、公共施設等の整備更新に際しては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」を踏まえたバリアフリー化を図るなど、誰もが使いやすい施設となるように努めます。

基本方針 3

整備更新費用の確保と受益者負担の適正化

①公的不動産²⁷（PRE）の有効活用（参考：『川越市公有地利活用指針』、『川越市長有地利活用計画』）

統廃合などにより利用する見込みのない公共施設等は解体撤去し、その土地は積極的に貸付けや売却を行うなど、整備更新に必要な財源の確保を図ります。

②基金の設置

将来の財政需要に対応するため、公的不動産（PRE）の有効活用により生じた収益を積み立てるなど、公共施設の整備更新に充当するための基金を設置し、中長期的な視点で運用を行います。

*公共施設の計画的な保全及び更新に必要な経費の財源に充てるための基金として、2016年12月に「公共施設マネジメント基金」を設置しています。

²⁴ 事後保全：構造物や建築物が損傷した後に損傷箇所の補修・修理を行うこと。

²⁵ 予防保全：構造物や建築物が損傷する前に予防的に対策を行うこと。

²⁶ ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

²⁷ 公的不動産（PRE）：Public Real Estate の略。地方公共団体などが所有する各種の不動産のこと。

③補助金や地方債の活用

公共施設等の整備更新や解体撤去については、国などの補助金を積極的に活用するとともに、老朽化対策を推進するために創設された「公共施設等適正管理推進事業債」などの地方債の活用も検討します。

* 公共施設等適正管理推進事業債の活用実績

2020年度までに、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、下記の事業を実施しています。

年度	事業の内容	区分
2017～2018	旧西清掃センターの解体	除却事業
2017	旧女性会館の解体	除却事業
2018	旧藤間給食センターの解体	除却事業
2017, 2020	市道 0023 号線の舗装整備	長寿命化事業
2018	西後楽会館の改修	集約化・複合化事業
2018	新河岸駅旧駅舎エレベーターの撤去	除却事業
2018～2019	旧斎場の解体	除却事業
2018～2020	子育て安心施設の整備	立地適正化事業
2018～2020	川越駅西口歩行者用デッキの延伸	立地適正化事業
2019～2020	川越駅東口駅前広場の改修	立地適正化事業

④受益者負担の適正化（参考：『使用料・手数料設定の基本方針』）

公共施設等の使用料は、公平で適正な負担となるように見直しを図ります。

基本方針4

公民連携（PPP）の推進

①管理・運営手法の見直しによるサービスの向上（参考：『PPP（公民連携）に関する基本方針』、『PFI活用に関する基本指針』）

民間事業者のノウハウを活用するため、民間委託や指定管理者制度、PFI²⁸の導入を進めるとともに、ライフサイクルコストを意識した無駄のない効率的な管理運営を進めます。

②民間委託手法の検討

民間提案制度を設けるなど、厳しい財政状況の中でも公共施設等の整備更新などが可能になる方法を検討します。

²⁸ PFI：Private Finance Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持・管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的にサービスを提供する手法。

①公共施設等に係る優先順位の決定

公共施設等の整備更新を全庁的に推進するため、個別施設計画に沿った優先度に基づき、効率的な予算配分を行います。

②施設情報の一元化と利活用

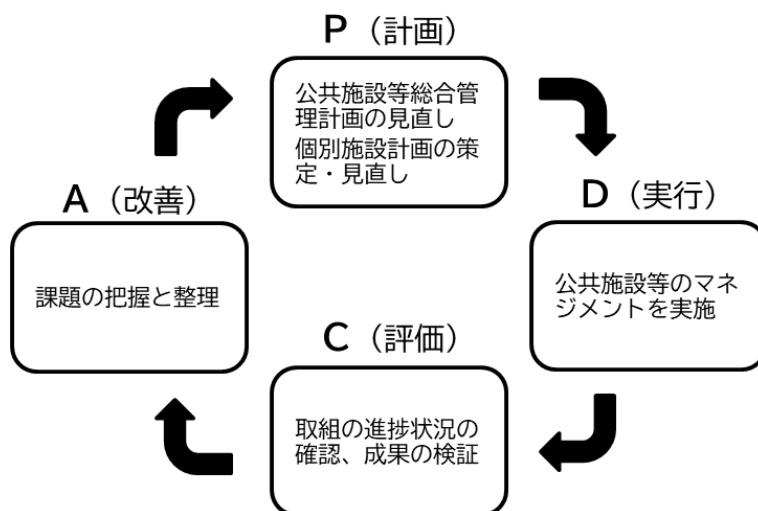
公共施設等の情報（諸元、利用状況、運営コスト、点検・診断などの情報）を一元的に管理し、活用することで、適正なマネジメントサイクルを確立します。

③モデル事業の実施

ソフト化、複合化や多機能化など、さまざまな手法によるモデル事業を実施し、これらの効果を踏まえ、他の施設での取組を効果的に進めます。

④フォローアップの実施

PDCAサイクルに基づき、1年ごとに取組の進捗状況を客観的に検証します。



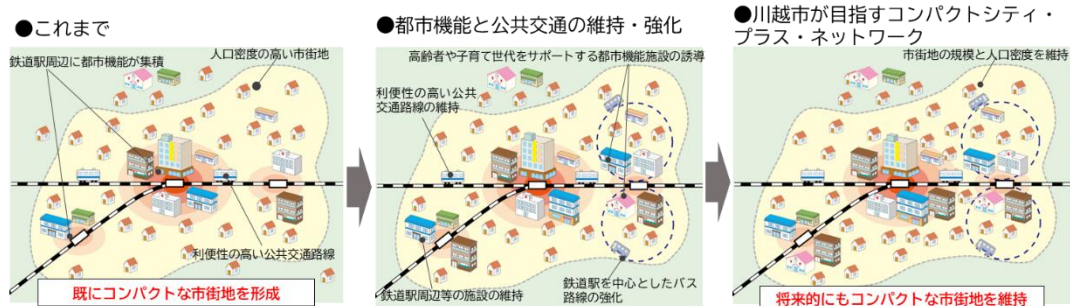
⑤関連計画との連携

限られた財源を効率的かつ効果的に活用するためには、社会資本マネジメントの取組を全庁的な取組とする必要があります。管理計画と関連する川越市立地適正化計画など、他計画との連携を図ります。

(参考) 川越市立地適正化計画

人口減少と超高齢社会の進行を見据え、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現し、将来にわたり持続可能な都市経営を可能とするため、「市民がいつまでも暮らしやすく、訪れる人を魅了し、誰もが住みたくなるまち川越」をまちづくりの基本目標とし、従来の土地利用計画に加え、医療、福祉、商業等の都市機能や居住の誘導と公共交通の充実による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク※」のまちづくりを推進する計画です。

■川越市の目指すコンパクトシティ・プラス・ネットワークのイメージ



(出典) 川越市立地適正化計画

※日常生活に必要なまちの機能が、住まいに身近なところに集積され、住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通によってこれらの機能にアクセスできる都市構造のこと。




2 マネジメントの手法

(1) 公共施設のマネジメントの進め方

公共施設は、学校やホールなど特定の施設類型ごとに、提供しているサービスの必要性、民間での代替可能性、利用者の範囲などを考慮して、種類別基準（ソフト化、複合化、廃止など）の対策を割り当てます。

種類別基準による判断の結果、今後も維持する公共施設に対して、長寿命化、PFI など共通に活用できる対策（横断的基準）を検討します。

STEP 1：公共施設の種類別基準

公共サービスとしては必要だが、公共施設は不要である。	 ソフト化 民間活用 代替サービス 市民協働	公共サービス機能は維持したうえで、施設は廃止する。その際、できる限り民間が提供するサービスを利用する。 例：移動図書館による配送 電子図書館のようなICTなどを用いた方法に切替え
公共サービスとしては必要かつ公共施設も必要だが、総量の適正化が必要である。	 集約化 複合化 多機能化 共用化 広域化	同種の施設を統合し、一体の施設とする。 異なる種類の施設を統合し、これらの機能を有した一体の施設とする。 施設の機能を単機能ではなく、高機能・多機能にする。 各施設が持つ同様の機能を共同して利用する。 国や県、周辺の市などと共同で施設を整備又は運営する。
公共サービスとしての必要性が乏しい。	 廃止	事業の目的が達成された、社会経済情勢の変化等により事業を継続していく必要性が失われた、民間等において同様の機能が果たされているなどの理由で継続していく必要が認められない公共サービスの提供は行わない。

*上記を検討した結果、単独で更新することがあります。

STEP 2：公共施設の横断的基準

今後も維持する施設をできる限り長く利用するため、長寿命化を図ります。

長寿命化	適切な保全を行い、躯体や設備などを健全な状態に保ち、法定耐用年数を超えて使い続ける。
------	--



さらに次の対応を検討し、運営費や維持管理費の低減を図ります。

PFI・指定管理者	PFIや指定管理者制度を導入し、施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。
包括民間委託	施設の点検や清掃などの業務を包括的に業務委託することで、民間の技術やノウハウを活用する。
エネルギーマネジメント	施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー設備等の導入により、エネルギー使用の効率化を図るとともに、光熱水費を削減する。
スペースマネジメント	会議室の集約、文書管理の工夫などにより、庁舎等のスペースを効率的に利用できるようにして、施設効用を高める。
利用者負担の見直し	施設利用区分や施設利用料を見直す。

(2) インフラ施設のマネジメントの進め方

インフラ施設は、長寿命化を前提に、事後保全から予防保全に切り替えます。なお、インフラ施設は公共施設と同じように扱うことが難しいため、管理計画の趣旨を踏まえ、事業を進めます。

また、劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的被害（重要度）の大小から分類し、予防保全の対応を変化させるリスクベースメンテナンス（RBM）や合併処理浄化槽²⁹による生活排水の処理などインフラ施設を用いない方法、あるいは、人口減少などの社会情勢を踏まえたコンパクトなまちづくりによってインフラ施設の総量を縮減する方法などを用いることによって、サービスの提供を維持していく視点も重要です。

種類別基準による判断の結果、今後も維持するインフラ施設に対して、PFIや包括民間委託など共通に活用できる対策（横断的基準）を検討します。

STEP 1：インフラ施設の種類別基準

公共サービスとしては必要かつ従来のインフラ施設も必要で総量も大幅に削減できない。	➡	予防保全	構造物や建築物が損傷する前に予防的に対策を行う。
公共サービスとして必要かつ従来のインフラ施設も必要だが、総量の適正化が必要である。	➡	ダウンサイジング	過剰だと判断されたインフラの規模を縮小し、更新する。
公共サービスとしては必要だが、従来のインフラ施設がなくても、公共サービスの提供は可能である。	➡	分散処理	ネットワーク型インフラ施設から分散処理型インフラ施設に切り替える。 例：合併処理浄化槽の利用
		移転	人が動くことで必要とするインフラ施設の総量を縮減する。 例：コンパクトシティ
公共サービスとしての必要性が乏しい。	➡	廃止	継続していく必要が認められない公共サービスの提供は行わない。

STEP 2：インフラ施設の横断的基準

次の対応を検討し、運営費や維持管理費の低減を図ります。

PFI・指定管理者	PFIや指定管理者制度を導入し、施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。
包括民間委託	施設の点検や清掃などの業務を包括的に業務委託することで、民間の技術やノウハウを活用する。
利用者負担の見直し	料金の見直しを行う。

²⁹ 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯など）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れを約8分の1に減らすことができる。

余白ページ

第6章 施設類型別のマネジメント方針

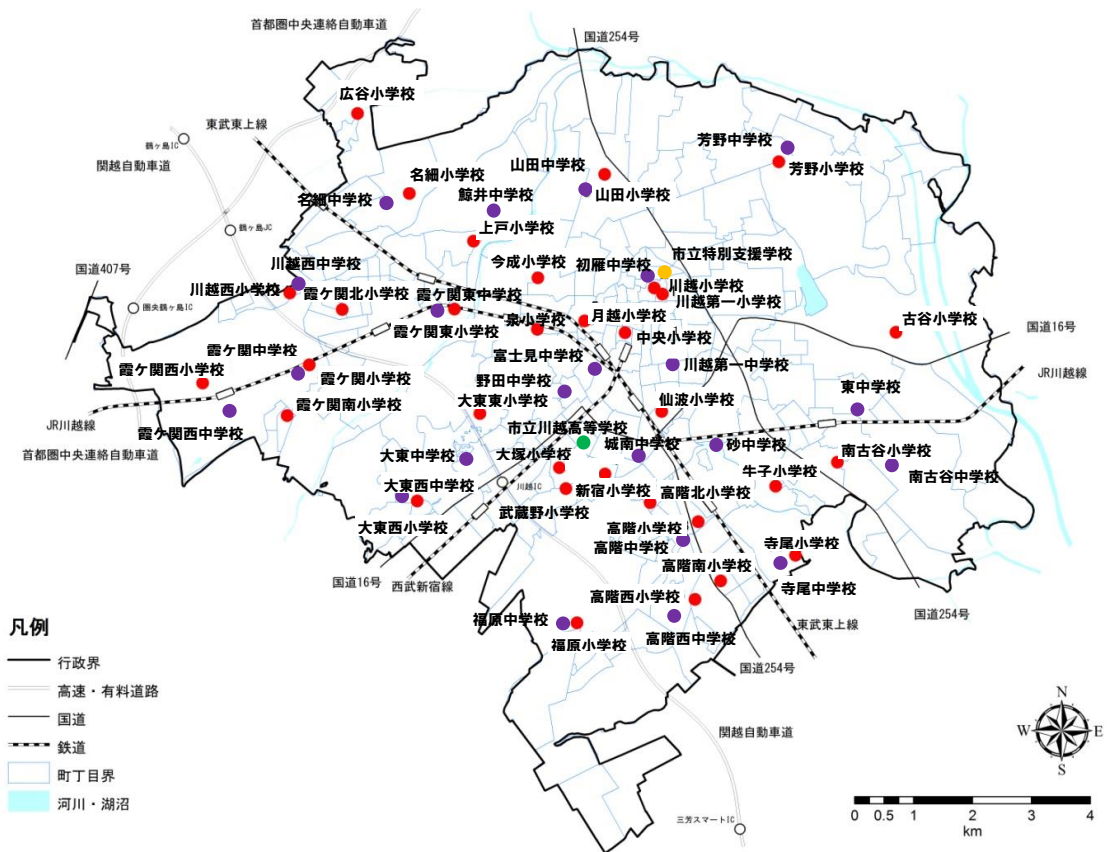
施設類型別のマネジメント方針

前章までで確認したように、将来においても現状の公共施設等の規模を維持することは、大変難しいものであると考えます。

また、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化、市民ニーズの変化、厳しい財政状況などに対応し、サービスを提供し続けるためには、さまざまに工夫しながら、効率的で効果的な公共施設等の整備更新や統廃合、長寿命化などに計画的に取り組まなければなりません。

第6章では、白書や、第2章から第4章までで確認した公共施設等の現状や課題などを踏まえ、第5章のマネジメントの進め方に当てはめて、施設類型別に基本的なマネジメントの方針を整理します。

1 学校教育施設



施設概要		(2016年4月1日時点)
個別施設		
小学校	川越第一小学校ほか 31 施設	本庁地区：8 施設、芳野地区：1 施設、古谷地区：1 施設 南古谷地区：2 施設、高階地区：5 施設、福原地区：1 施設 大東地区：4 施設、霞ヶ関地区：3 施設、霞ヶ関北地区：2 施設 川鶴地区：1 施設、名細地区：3 施設、山田地区：1 施設
中学校	川越第一中学校ほか 21 施設	本庁地区：5 施設、芳野地区：1 施設、古谷地区：1 施設 南古谷地区：1 施設、高階地区：4 施設、福原地区：1 施設 大東地区：2 施設、霞ヶ関地区：2 施設、霞ヶ関北地区：1 施設 川鶴地区：1 施設、名細地区：2 施設、山田地区：1 施設
高等学校	市立川越高等学校	本庁地区：1 施設
特別支援学校	市立特別支援学校	本庁地区：1 施設

【小学校・中学校】

小学校・中学校は、施設類型別に見ると、本市が所有し管理する公共施設のうち最大の延床面積を占め、小学校は 32 施設、中学校は 22 施設を設置しています。

2015 年に行った本市の人口推計によると、7～15 歳の人口は、2021 年にピーク（27,862 人）を迎えた後、減少に転じ、2028 年には 2 万 5 千人を下回る見込みです。

一部の小学校・中学校（月越小学校、霞ヶ関北小学校、高階西中学校及び大東西中学校）以外は、いずれも築 30 年以上が経過していますが、2012 年には、耐震補強が必要な全ての小学校・中学校の耐震化が完了しています。現在は、校舎や体育館の大規模改造工事やトイレの改修を、順次行っています。

また、高階北小学校、霞ヶ関小学校、霞ヶ関東小学校及び霞ヶ関北小学校は、市民センターや公民館などとの複合施設となっています。

2015 年 11 月に公表された「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書では、学習施設の高機能化や多機能化、多様な世代との交流及び学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化など複合化のための基本的な考え方が示されています。

【高等学校】

市立高等学校は、1 施設を設置しています。

2014 年 4 月 1 日現在、全日制の市立高等学校は、中核市では 43 市中 25 市が、県内人口 20 万人以上市では 9 市中 3 市（さいたま市で 4 施設、川口市で 3 施設）が設置しています。

【特別支援学校】

市立特別支援学校は、高校生を対象として、1 施設を設置しており、築 30 年以上経過しています。

2014 年 4 月 1 日現在、市立特別支援学校は、中核市では 43 市中 11 市が、県内人口 20 万人以上市では 9 市中 2 市（さいたま市で 2 施設）が設置しています。

マネジメント方針

【小学校・中学校】

- 活力ある学校づくりを進めるため、義務教育学校に係る国の施策や地域への影響などにも留意しながら、地域ごとの児童生徒数の推移に応じた学校の配置や学校規模の見直しなどについて検討します。
- 本市における公共施設の最適配置に向け、学校施設と他の公共施設との複合化について、今後の在り方を検討します。
- 全ての学校で耐震化は完了しているため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 学校施設を有効に活用するため、児童生徒の安全性や利便性を十分に確保したうえで、学校図書館、体育施設の共用化を検討します。
- プールについては、近隣の民間施設の活用を検討します。

【高等学校】

- 県立高等学校における大規模改修の設計基本方針などにも留意しながら、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 本市の特徴を踏まえ、魅力ある学校づくりにより、施設効用の向上を図るとともに、現在検討が進む審議会の動向に留意しながら、新たな教育需要に対応した施設整備の更新などについて検討します。

【特別支援学校】

- 計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 近隣施設の移転等の動向を踏まえ、狭あいな施設に係る課題の解決など、将来の在り方について検討します。

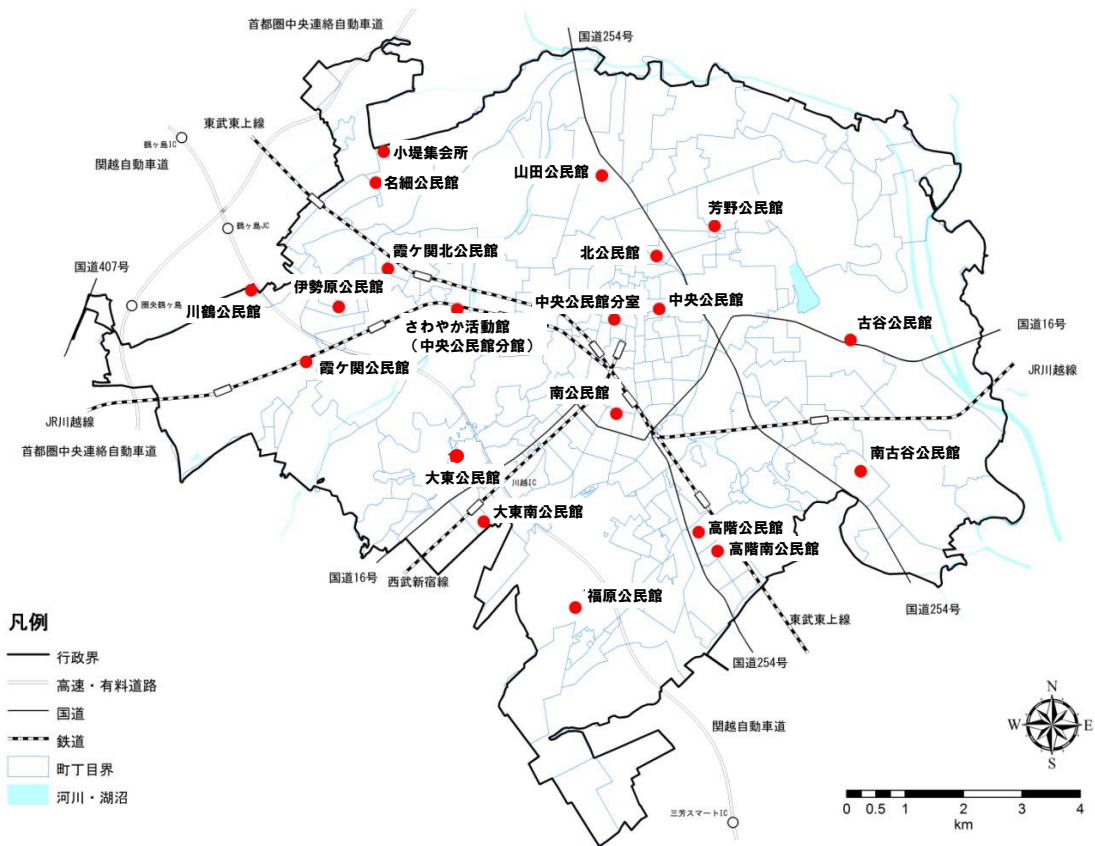
学校施設と他の公共施設等との複合化のイメージ



(出典) 文部科学省ホームページ

2 生涯学習施設

(1) 公民館・集会所



施設概要		(2016年4月1日時点)	
		個別施設	
公民館	中央公民館 ほか 16 施設	本庁地区：3 施設、芳野地区：1 施設、古谷地区：1 施設 南古谷地区：1 施設、高階地区：2 施設、福原地区：1 施設 大東地区：2 施設、霞ヶ関地区：1 施設、霞ヶ関北地区：2 施設 川鶴地区：1 施設、名細地区：1 施設、山田地区：1 施設	
	中央公民館分室	本庁地区	
	さわやか活動館 (中央公民館分館)	霞ヶ関地区	
集会所	小堤集会所	名細地区	

施設の現状

(2016 年 4 月 1 日時点)

【公民館】

公民館（分室、分館を含む。）は、19 施設を設置しており、そのうち 12 施設が市民センターや学校などとの複合施設になっています。

また、全体の 6 割を超える 12 施設で築 30 年以上経過しており、中央公民館、古谷公民館、霞ヶ関公民館及び山田公民館は、既に耐震化が完了していますが、霞ヶ関北公民館は、新耐震基準の性能を満たしていません。

公民館は、社会教育法に基づくさまざまな講座を開催していますが、民間企業などによっても多様化するニーズに対応した講座が開催されています。

【集会所】

組織的社会教育活動を推進するため、1 施設を設置しています。

マネジメント方針

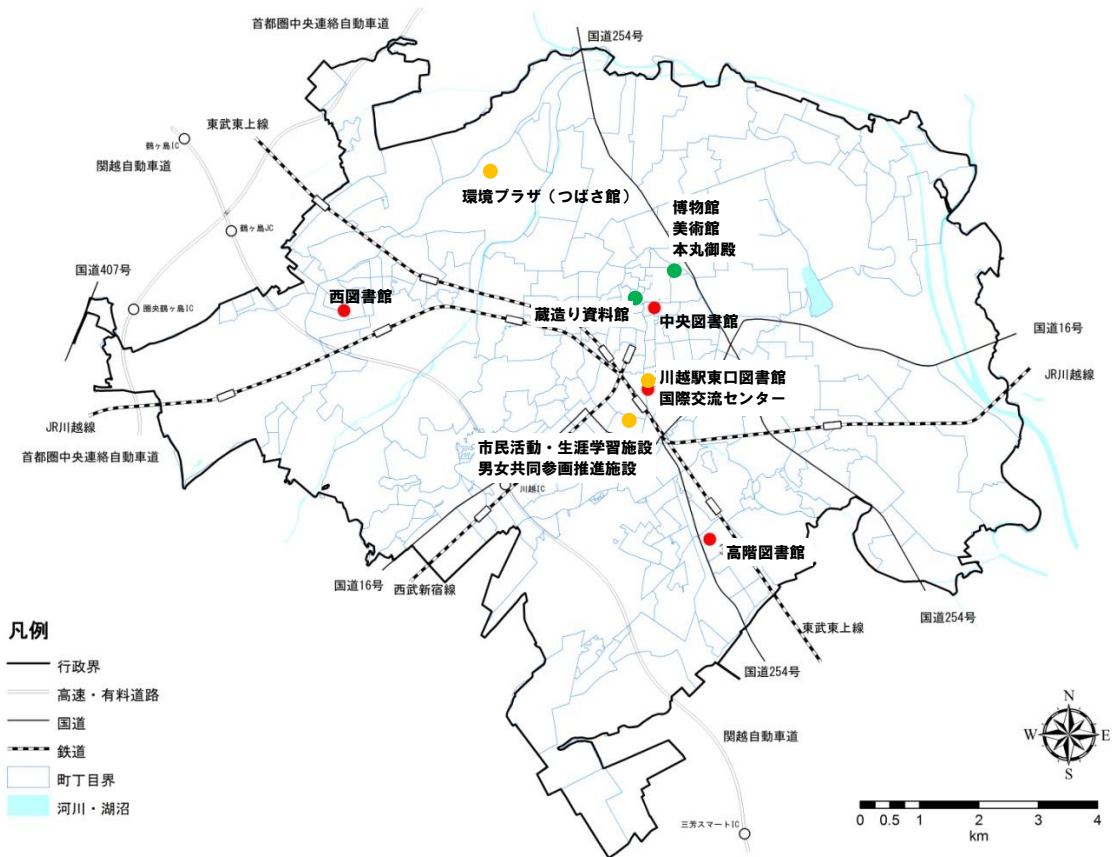
【公民館・集会所】

- 学校など周辺の公共施設との複合化を進めます。
- 地域の人口の変化を考慮し、規模や配置の最適化を図ります。
- 公民館で提供している講座などについて、必要性を検討し効率化を図るとともに、より質の高いサービスの提供を検討します。
- 集会所は、設置の経緯や地域住民による集会活動、組織的教育活動の拠点として利用されていることなどにも配慮しつつ、社会情勢の変化に応じた在り方を検討します。

*2016 年度以降に新築・廃止などのあった施設は次のとおりです。

- ・2018 年度に霞ヶ関西公民館を設置

(2) 図書館、学習施設、その他教育施設



施設概要		(2016年4月1日時点)	
		個別施設	
図書館	中央図書館	本庁地区	
	川越駅東口図書館	本庁地区(クラッセ川越内)	
	高階図書館	高階地区(高階市民センター等との複合)	
	西図書館	霞ヶ関北地区(霞ヶ関北小学校等との複合)	
学習施設	国際交流センター	本庁地区(クラッセ川越内)	
	市民活動・生涯学習施設	本庁地区(ウェスタ川越内)	
	男女共同参画推進施設	本庁地区(ウェスタ川越内)	
	環境プラザ(つばさ館)	名細地区	
その他教育施設	博物館	本庁地区	
	美術館	本庁地区	
	本丸御殿	本庁地区	
	蔵造り資料館	本庁地区	

【図書館】

図書館は、4 施設を設置しています。中央図書館以外の 3 館は分館であり、いずれも他の施設との複合施設になっています。なお、霞ヶ関南小学校に霞ヶ関南分室があります。

中央図書館は、築 30 年以上経過していますが、その他（霞ヶ関南分室は除く。）は、比較的新しい建物といえます。

【学習施設】

国際交流センターは、比較的新しい複合施設（クラッセ川越）に設置しています。市民活動・生涯学習施設及び男女共同参画推進施設は、2015 年にオープンした複合施設（ウェスタ川越）に設置しています。

環境プラザ（つばさ館）は、循環型社会³⁰の形成及び 3 R³¹の推進など廃棄物処理全般の拠点施設で、資源化センターとともに開館しています。今後は、更に廃棄物や再生可能エネルギー³²など環境についての情報発信を行うなど、施設をより有効に活用していくことが必要です。

【その他教育施設】

博物館及び美術館は、社会教育施設であり、学校教育との連携に重点を置いているため、無料の入館者が多数を占めています。なお、博物館の常設展示が、開館以来替えられていません。収集した資料の展示方法などさらなる工夫が必要です。

本丸御殿は、1967 年に県指定文化財に指定されており、耐震化も完了しています。

蔵造り資料館は、築 100 年以上経過していることもあり、現在、耐震化を進めています。

³⁰ 循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

³¹ 3 R：Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 つの英語の頭文字を表している。Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること、Reuse（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること、Recycle（リサイクル）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することを表している。

³² 再生可能エネルギー：一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。

【図書館】

- 図書館は、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
また、将来的には、周辺の自治体との広域化、生涯学習施設や教育センターなど他の施設との多機能化や学校図書室との共用化を検討します。
- 効率的で効果的な管理・運営となるよう、民間活力の導入などによる、市民ニーズに合わせた図書館のサービスの在り方について検討します。

【学習施設】

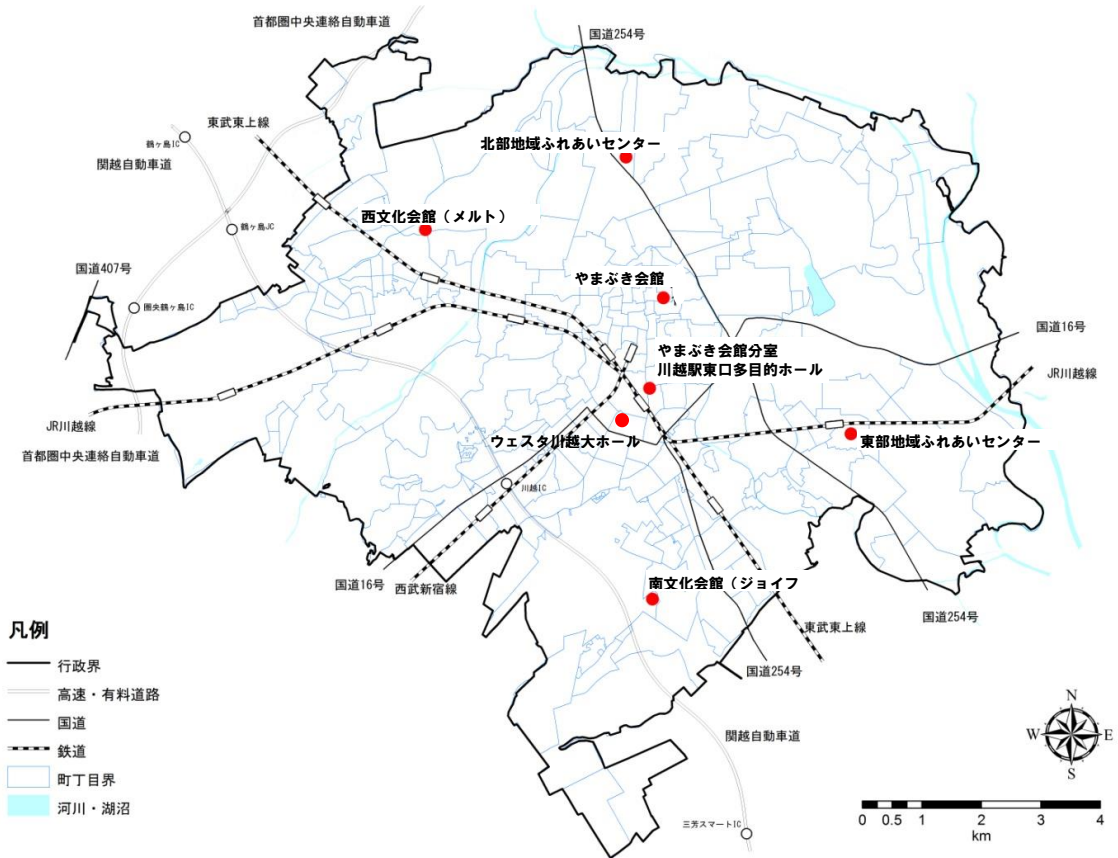
- 国際交流センター、市民活動・生涯学習施設及び男女共同参画推進施設は、稼働実態を精査のうえ、総量を適正な規模にするとともに、類似機能の共用化を進めます。
また、学習施設を設置している複合施設は築年数が浅いため、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 環境プラザ（つばさ館）は、他の施設との多機能化や民間活力の活用を検討するなど、施設効用の向上を図ります。
また、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。

【その他教育施設】

- 博物館及び美術館は、計画的な改修及び修繕を実施するとともに、より連携した体制の構築について検討します。
また、周辺自治体や県との広域化を検討するとともに、民間活力の導入を含め、施設効用の向上を図ります。
- 本市の貴重な文化財である本丸御殿及び蔵造り資料館は、長期的な見通しのもとで、計画的に保存・修理を行い、保護を図ります。

3 文化、スポーツ、観光施設

(1) ホール施設



施設概要

(2016年4月1日時点)

	個 別 施 設	
ホール施設	ウェスタ川越大ホール	本庁地区(ウェスタ川越内)
	やまぶき会館	本庁地区
	やまぶき会館分室(川越駅東口多目的ホール)	本庁地区(クラッセ川越内)
	北部地域ふれあいセンター	山田地区
	東部地域ふれあいセンター	南古谷地区
	南文化会館(ジョイフル)	福原地区
	西文化会館(メルト)	名細地区

施設の現状

(2016 年 4 月 1 日時点)

【ホール施設】

ホール施設（地域ふれあいセンターを除く。）は、文化の向上や福祉の増進を図るため、5施設を設置しています。やまぶき会館、南文化会館（ジョイフル）及び西文化会館（メルト）は、公益財団法人川越市施設管理公社が指定管理者となっています。

やまぶき会館分室川越駅東口多目的ホールは、比較的新しい複合施設（クラッセ川越）に設置しています。

2015年7月、ウェスタ川越大ホールがオープンし、NeCSTが指定管理者となっています。

地域ふれあいセンターは、市民の文化の向上や豊かな地域社会づくりを実現するため、2施設を設置しています。共に運営協議会が立ち上がり、指定管理者となっています。

マネジメント方針

【ホール施設】

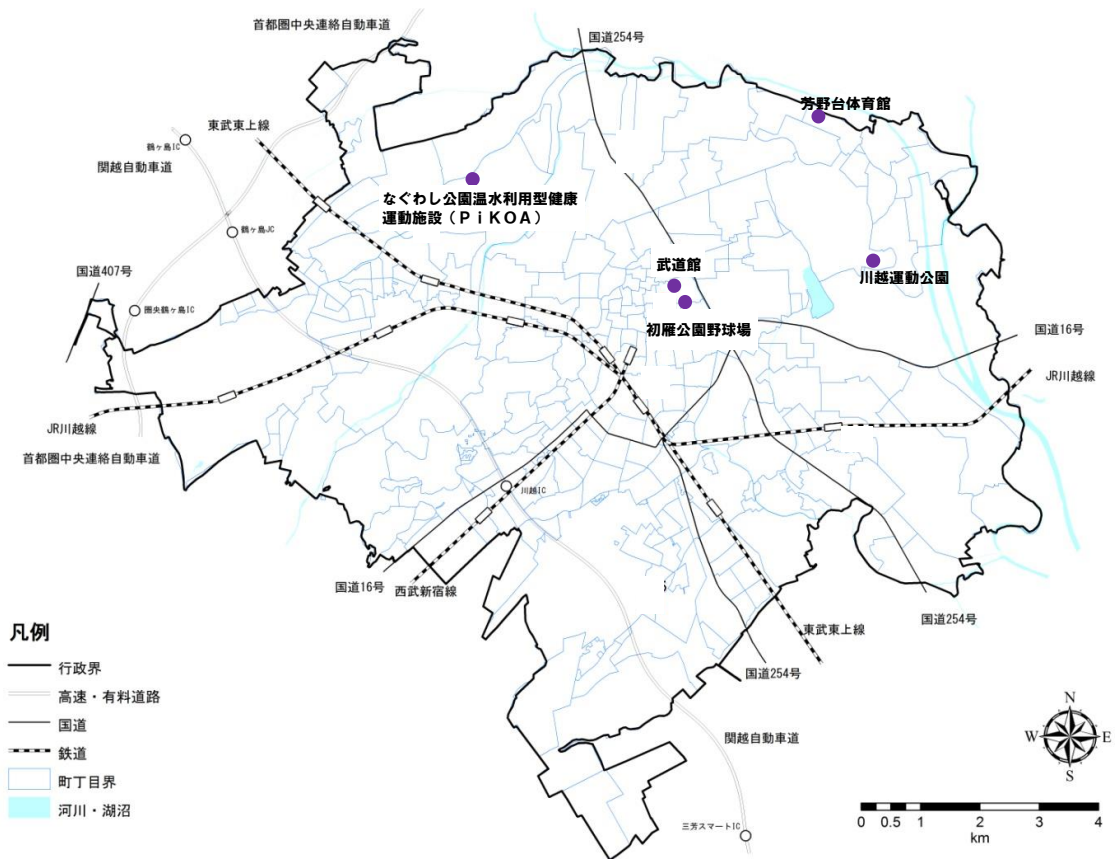
●ホール施設（地域ふれあいセンターを除く。）は、稼働実態を精査のうえ、ホール施設の在り方を検討するとともに、総量を適正な規模にします。

●ウェスタ川越大ホールは、県とも連携して計画的な維持・管理を行い、予防保全を図ります。

また、川越駅前の立地を活かし、周辺自治体との広域化を検討します。

●地域ふれあいセンターのホールは、その規模や用途によって、学校など他の公共施設との多機能化を進めます。

(2) スポーツ施設



施設概要

(2016年4月1日時点)

	個別施設	
スポーツ施設	武道館	本庁地区
	芳野台体育館	芳野地区
	初雁公園野球場	本庁地区
	川越運動公園	古谷地区
	なぐわし公園温水利用型健康運動施設 (PiKOA)	名細地区

【スポーツ施設】

スポーツ施設は、スポーツの振興と健康の維持を目的として、5施設を設置しています。

武道館は、築40年以上経過しており、新耐震基準の性能を満たしていません。現在、公益社団法人川越市シルバー人材センターが指定管理者となっています。

芳野台体育館は、隣接する中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）とともに公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターが指定管理者となり、一体的に運営を行っています。

初雁公園野球場は、全国高校野球選手権埼玉大会など、多くの大会に利用されていますが、築60年以上経過しており、新耐震基準の性能を満たしていません。

川越運動公園は、市制60周年事業として整備した公園施設で、陸上競技場、総合体育館、テニスコートがあります。現在、公益財団法人川越市施設管理公社が指定管理者となっています。県内有数の規模を誇るスポーツ施設を維持するためには、相当の維持管理費が必要です。

なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA）は、資源化センターの余熱を利用した施設で、2012年にオープンしています。本市において、初めてPFIを活用して施設整備を行った事例です。

国は、市民ニーズが多様化する中で、地域住民自らが主体となった地域のスポーツ環境を形成するため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進しています。

マネジメント方針

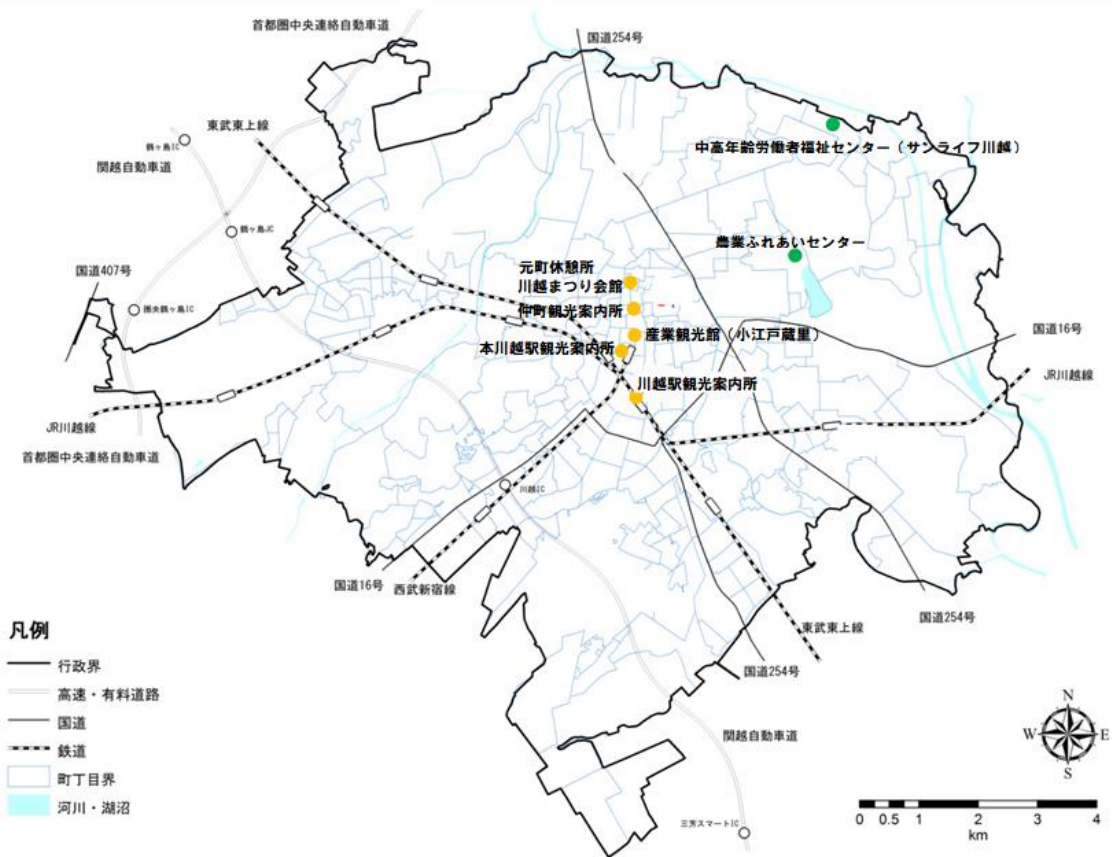
【スポーツ施設】

- 武道館は、必要な機能や利用者の状況を考慮し、他の施設との共用化を含め、施設の在り方を検討します。
- 芳野台体育館は、稼働実態を精査のうえ、他の施設との共用化などにより機能を維持します。
- 川越運動公園は、周辺自治体や県との広域化により負担の軽減を図りつつ、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- なぐわし公園温水利用型健康運動施設（PiKOA）は、引き続き民間活力の活用を進め、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。

*2016年度以降に新築・廃止などのあった施設は次のとおりです。

- ・2019年度に武道館の耐震補強工事を実施

(3) 観光関連施設、集会施設



施設概要

(2016年4月1日時点)

	個別施設	
観光関連施設	川越まつり会館	本庁地区
	産業観光館 (小江戸蔵里)	本庁地区
	川越駅観光案内所	本庁地区
	本川越駅観光案内所	本庁地区
	仲町観光案内所	本庁地区
	元町休憩所	本庁地区
集会施設	中高年齢労働者福祉センター (サンライフ川越)	芳野地区
	農業ふれあいセンター	芳野地区

【観光関連施設】

川越まつり会館は、山車の展示や川越まつり当日の映像などを上映しています。入館者は、オープン以来増加傾向でしたが、現在は 10 万人前後でほぼ横ばいです。また、川越まつり会館に隣接する場所に、休憩スペースとして元町休憩所をオープンしています。

産業観光館（小江戸蔵里）は、市民と観光客との交流や地域の活性化を図るとともに、本市の物産などを楽しんでいただくことを目的として設置した施設で、株式会社まちづくり川越が指定管理者となっており、利用料金制度を採用しています。なお、オープンに当たり、2008 年から 2009 年に改修工事を行っています。

観光案内所は、3 施設を設置しており、観光情報の提供を行っています。観光客の窓口となる川越駅の観光案内所については、公益社団法人川越市シルバー人材センターに、本川越駅の観光案内所については、株式会社まちづくり川越に、一番街と大正浪漫夢通りの結節点である仲町観光案内所については、公益社団法人小江戸川越観光協会にそれぞれ業務委託しています。

また、本市を訪れる外国人が近年増加していることから、外国人観光客への対応を充実させることが必要です。

【集会施設】

中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、中高年齢労働者の健康の保持、教養の向上を目的として設置しており、築 30 年以上経過しています。隣接する芳野台体育館とともに公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターが指定管理者となり、一体的に運営を行っています。

農業ふれあいセンターは、体験を通じて農業に対する理解を深めること、また、農業関係者へ研修の場を提供し、資質の向上を図ることを目的として設置しています。隣接する鴨田ふれあい農園及び体験農園と一体的に運営しており、農作業体験の場として 340 区画を開設して、全ての区画が利用されています。

マネジメント方針

【観光関連施設】

- 川越まつり会館は、民間活力を導入した運営方法を検討し、周辺の観光関連施設と連携し、施設効用の向上を図ります。
また、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 産業観光館（小江戸蔵里）は、効率的で効果的な運営を行うことで、施設効用の向上を図ります。
また、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 鉄道など民間事業者のスペースに設置している川越駅及び本川越駅の観光案内所は、機能を維持します。なお、賃貸物件に設置しているため、個別施設計画は策定しません。
また、仲町観光案内所については、周辺の施設と連携するなど、施設効用の向上を図ります。

【集会施設】

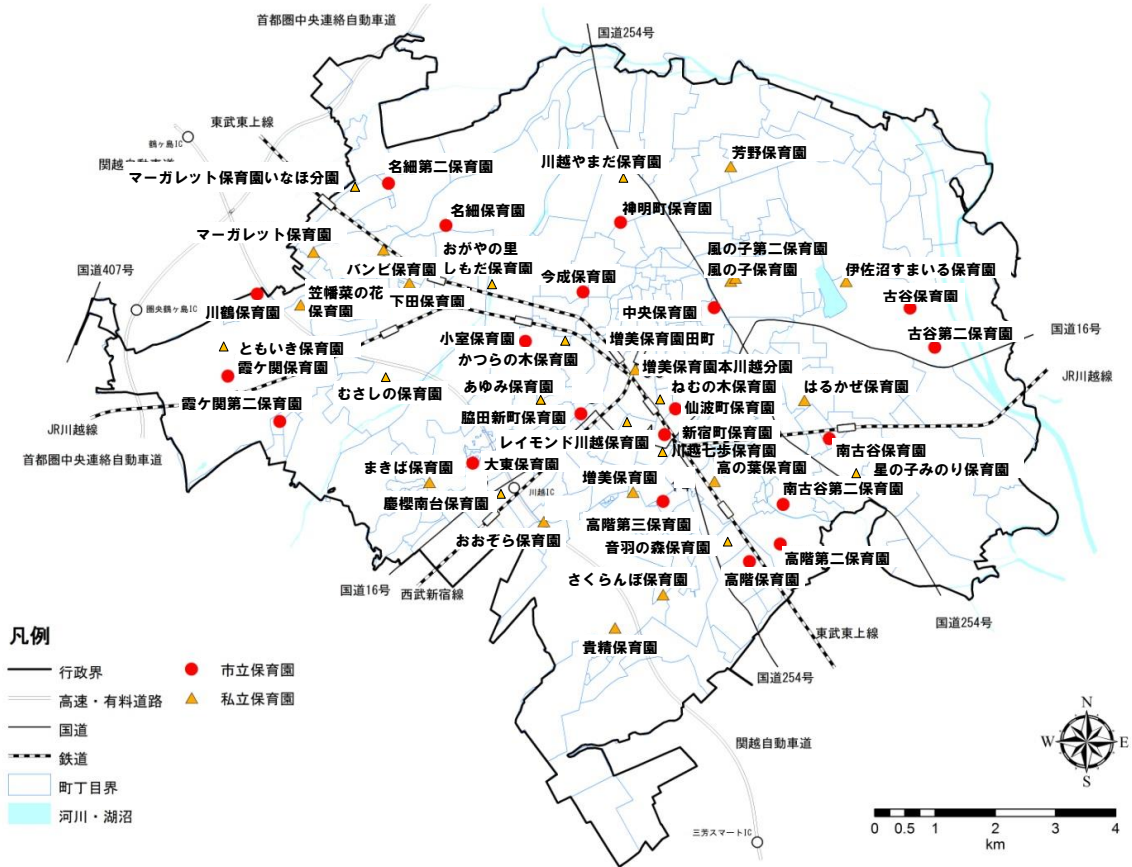
- 中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）は、稼働実態を精査のうえ、総量を適正な規模にするとともに、周辺の公共施設との共用化や複合化を進めます。
- 農業ふれあいセンターは、必要な機能や稼働実態を精査のうえ、総量を適正な規模にします。
また、周辺の公共施設との共用化や複合化を進めるとともに、地域と連携し、施設効用の向上を図ります。

*2016年度以降に新築・廃止などのあった施設は次のとおりです。

- ・農業ふれあいセンターは、「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「蔵 in ガルテン川越」事業において、グリーンツーリズムの拠点施設として整備中

4 福祉施設

(1) 保育園



施設概要		(2016年4月1日時点)	
		個別施設	
保育園	中央保育園 ほか 19 施設	本庁地区：7 施設、古谷地区：2 施設、南古谷地区：2 施設、高階地区：3 施設、大東地区：1 施設、霞ヶ関地区：2 施設、川鶴地区：1 施設、名細地区：2 施設	

施設の現状

(2016 年 4 月 1 日時点)

【保育園】

公立保育園は、20 施設を設置しており、各年代において、平均的に整備しています。20 施設のうち約半数の 11 施設が築 30 年以上経過しており、耐震補強が必要な古谷保育園、高階第二保育園、霞ヶ関第二保育園及び名細第二保育園については、既に耐震化を完了しています。南古谷保育園は、現在、耐震化を進めています。そのほか、民間保育園として、30 施設が設置されています。

公立保育園の建物は、全て市の所有ですが、敷地外の駐車場を含めた土地の約 4 割が借地であり、神明町保育園、今成保育園、川鶴保育園、名細保育園は、全てが借地となっています。

また、公立保育園は、民間では受入れが困難な児童の受入れや、保護者の子育て支援を行う役割を担っています。

マネジメント方針

【保育園】

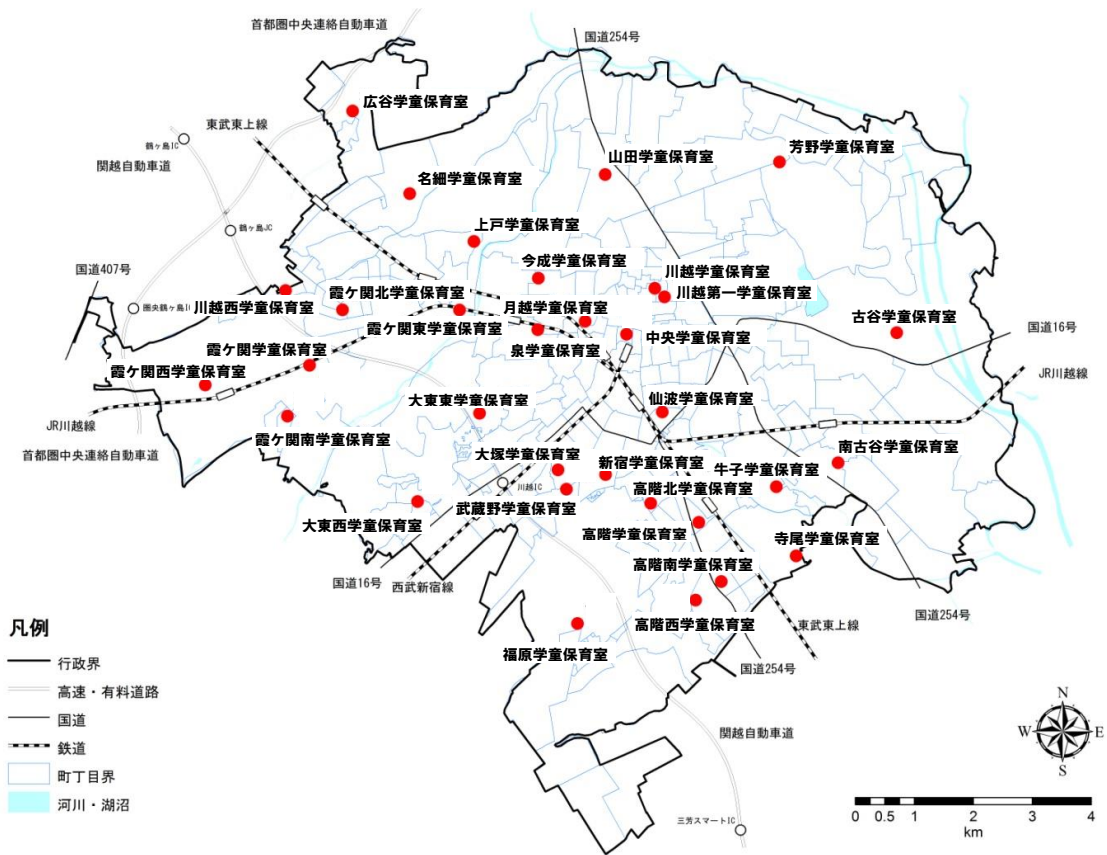
●2017 年度には、待機児童の解消を見込んでいることから、必要な保育量の把握に努め、保育施設の最適化を図ります。

また、最適化を図るうえで、複合化及び多機能化を視野に入れるとともに、公立保育園と民間保育園の役割を考慮した今後の在り方の検討を行います。

*2016 年度以降に新築・廃止などのあった施設は次のとおりです。

・2019 年度に南古谷保育園の園舎を改築し、2020 年度から供用

(2) 学童保育室



施設概要		(2016年4月1日時点)	
		個別施設	
学童保育室	川越第一学童保育室 ほか 31 施設	本庁地区：8 施設、芳野地区：1 施設、古谷地区：1 施設 南古谷地区：2 施設、高階地区：5 施設、福原地区：1 施設 大東地区：4 施設、霞ヶ関地区：3 施設、霞ヶ関北地区：2 施設 川鶴地区：1 施設、名細地区：3 施設、山田地区：1 施設	

施設の現状

(2016 年 4 月 1 日時点)

【学童保育室】

公設公営の学童保育室は、市立小学校全 32 校に設置しており、そのうち 25 施設が小学校との複合又は併設となっています。

また、学校の敷地内に設置しているものの校舎とは別の建物でも運営をしている 12 施設のうち 6 施設（南古谷学童保育室は一部）の建物が市の所有となっています。

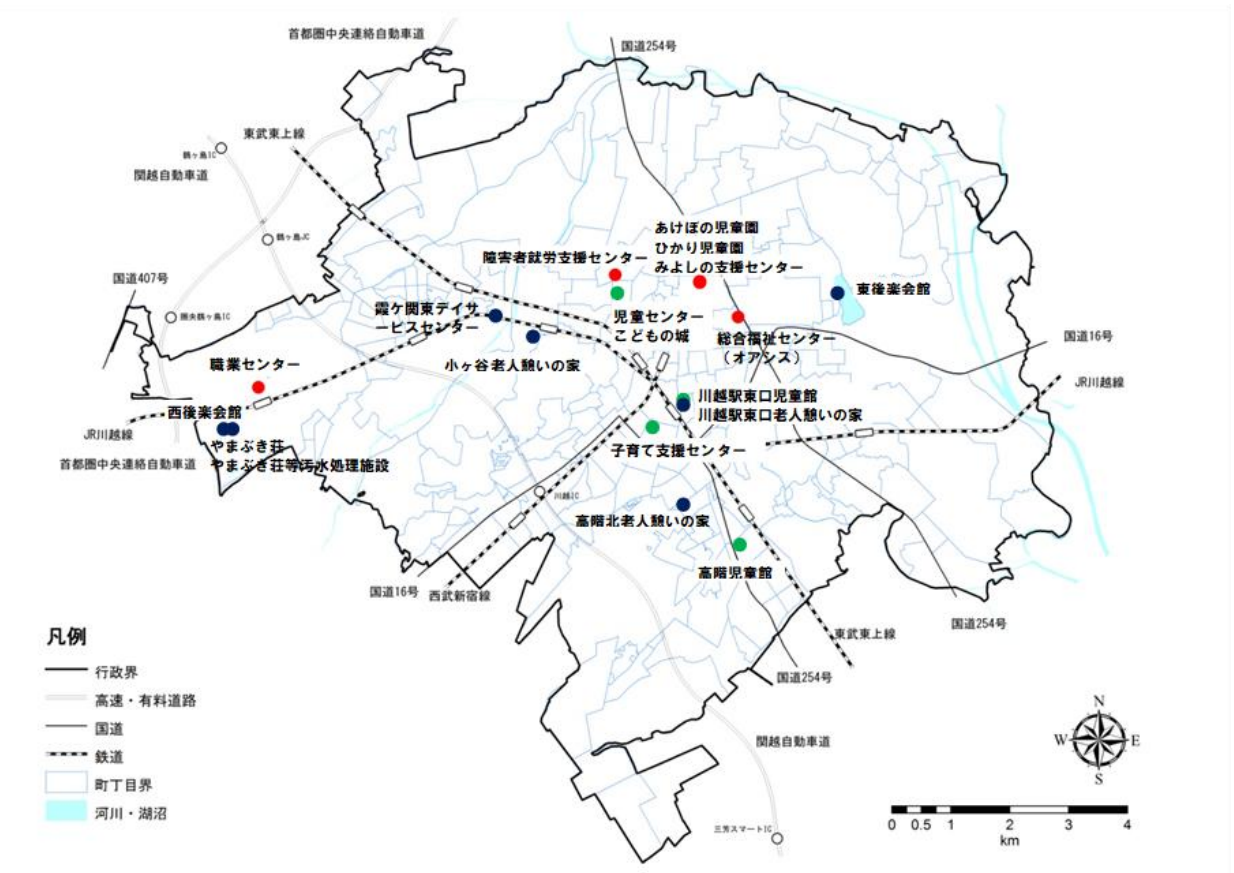
国は、学童保育室の実施に当たっては、余裕教室や一時的に使用されない教室などの積極的な活用を促進しています。

マネジメント方針

【学童保育室】

- 学校敷地内の別の建物で運営している学童保育室は、余裕教室が生じた時点で校舎内へ移転し、学校施設との複合化を進めます。
- 他の自治体を参考に、学童保育室の充実を図りながら、利用者のニーズを踏まえ、効率的で効果的な運営方法を検討します。

(3) 児童福祉施設、障害者等福祉施設、高齢者福祉施設



施設概要		(2016年4月1日時点)	
		個別施設	
児童福祉施設	児童センターこともの城	本庁地区	
	川越駅東口児童館	本庁地区 (クラッセ川越内)	
	高階児童館	高階地区 (高階市民センター等との複合)	
	子育て支援センター	本庁地区 (ウェスタ川越内)	
障害者等福祉施設	総合福祉センター (オアシス)	本庁地区	
	あけぼの児童園	本庁地区	
	ひかり児童園	本庁地区	
	職業センター	霞ヶ関地区	
	みよしの支援センター	本庁地区	
	障害者就労支援センター	本庁地区	

	個 別 施 設	
高齢者 福祉施設	やまぶき荘・やまぶき荘等污水处理施設	霞ヶ関地区
	霞ヶ関東老人デイサービスセンター	霞ヶ関北地区（霞ヶ関東小学校との複合）
	川越駅東口老人憩いの家	本庁地区（クラッセ川越内）
	小ヶ谷老人憩いの家	本庁地区
	高階北老人憩いの家	高階地区（高階北小学校との複合）
	東後楽会館	芳野地区
	西後楽会館	霞ヶ関地区

施設の現状

（2016 年 4 月 1 日時点）

【児童福祉施設】

児童センターこどもの城は、築 30 年以上経過していますが、改修工事により、長寿命化を図っています。なお、敷地の大部分が借地となっています。

児童館は、2 施設が比較的新しい複合施設（クラッセ川越及び高階市民センター）に設置しています。

子育て支援センターは、2015 年にオープンした複合施設（ウェスタ川越）に設置しています。

【障害者等福祉施設】

総合福祉センター（オアシス）は、身体障害者福祉センターと老人福祉センターの機能を担う障害者及び高齢者の福祉の向上を図るための施設です。社会福祉法人川越市社会福祉協議会が指定管理者となっています。

あけぼの児童園は、おおむね 3 歳から就学前の児童を対象として、日常生活における基本的動作の指導などを行っています。

ひかり児童園は、心身に障害のある児童を対象として、児童発達支援並びに機能回復の指導及び訓練を行っています。

現在、利用者の増加に伴う施設の狭あい化などにより、移転・建替えを進めています。

みよしの支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労継続支援を行う障害福祉サービス事業所です。築 30 年以上経過しています。

職業センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労継続支援を行う障害福祉サービス事業所であり、生活保護受給者のための授産施設でもあります。

【障害者等福祉施設】

障害者就労支援センターは、障害者の雇用促進を図るための施設です。旧耐震基準で建設されており、築 30 年以上経過しています。全国の市区町村の就労支援センターの約 7 割が民間委託により運営されています。

また、この施設は、計量検査所としての機能も備えています。

【高齢者福祉施設】

やまぶき荘は、老人福祉法に基づく養護老人ホームで、築 30 年以上経過しています。社会福祉法人加寿美福祉会が指定管理者となっています。

やまぶき荘等污水处理施設は、築 30 年以上経過しています。やまぶき荘や西後楽会館、周辺約 90 世帯の污水处理を行っています。旧西清掃センター跡地と隣接しています。

霞ヶ関東老人デイサービスセンターは、介護保険法に基づく通所介護及び高齢者いきがい課が業務委託している生きがい活動支援通所事業を行っています。霞ヶ関東小学校の校舎とは別棟の余裕教室を活用しており、築 30 年以上経過しています。社会福祉法人キングス・ガーデン埼玉が指定管理者となっています。

老人憩いの家は、高齢者のレクリエーションなどの場として、3 施設を設置しており、高階北及び川越駅東口は、学校などとの複合施設になっています。公益社団法人川越市シルバー人材センターが指定管理者となっています。

また、市の補助金を受けて整備した自治会老人憩いの家が、54 施設あります。

後楽会館は、老人の健康増進、教養の向上やレクリエーションの場として、2 施設を設置しています。西後楽会館は築 30 年以上、東後楽会館は築 40 年以上経過しており、新耐震基準の性能を満たしていません。社会福祉法人川越市社会福祉協議会が指定管理者となっています。

レクリエーションや交流を図る場として施設整備によるサービス提供を行ってきましたが、現在、国は高齢社会が進展する中で、高齢者自らが主体となった生きがいづくりを支援する事業を推進しています。

【児童福祉施設】

- 児童センターこどもの城及び児童館は、社会情勢の変化や市民ニーズに対応したサービスや機能を検討するとともに、施設効用の向上を図ります。
- 建物の更新に合わせて、学校など他の公共施設との多機能化を含め、規模や配置の最適化を図ります。

【障害者等福祉施設】

- 総合福祉センター（オアシス）は、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図るとともに、類似機能を有する他の施設の機能を精査のうえ、共用化や多機能化を進め、総量を適正な規模とします。
- あけぼの児童園及びひかり児童園は、2015年に策定した『川越市あけぼの・ひかり児童園施設整備基本計画』に基づいて整備を進めます。[実施済み]
- みよしの支援センター及び職業センターは、学校など他の公共施設との多機能化を図ります。なお、民間でも提供しているサービスであるため、民間活力の活用を検討します。
- 障害者就労支援センターは、類似機能を有する施設との複合化や相談支援事業などと多機能化したサービスの提供を進めるとともに、民間委託について検討します。

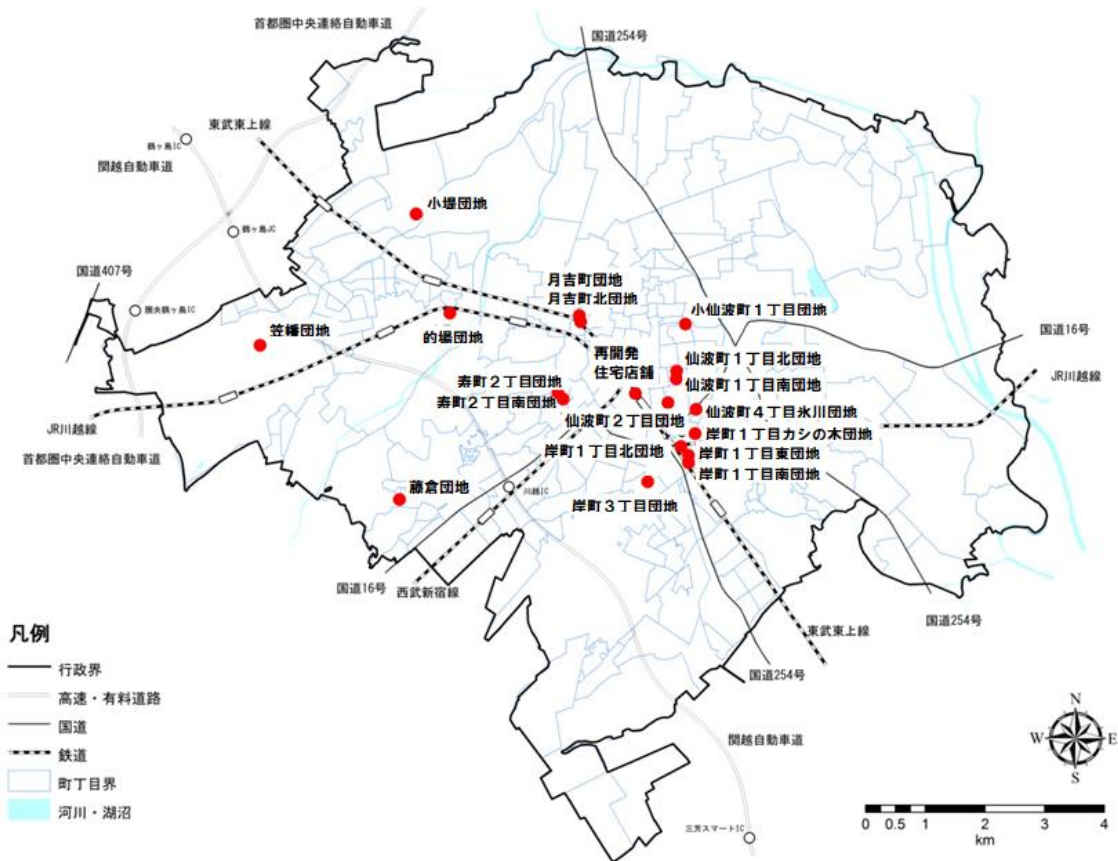
【高齢者福祉施設】

- やまぶき荘は、他の自治体を参考にしながら、民間への移管を検討します。
- やまぶき荘等污水处理施設は、利用状況を考慮し、施設の維持管理方法も含め、運営方法を検討します。
- 霞ヶ関東老人デイサービスセンターは、市内の通所介護事業所が比較的充足する状況にあることから、今後は、介護予防・日常生活支援総合事業としてサービス量の確保が必要となる通所型サービスの実施を含め、施設及び提供サービスの在り方について検討します。
- 老人憩いの家は、利用者の状況などを考慮し、施設の在り方を検討します。
また、市の補助金を受けて自治会が整備した老人憩いの家の活用促進を図ります。
- 後楽会館は、利用状況や運営コスト、民間で提供しているサービスの状況などを考慮し、施設の在り方を検討します。

*2016年度以降に新築・廃止などのあった施設は次のとおりです。

- ・子育て支援センターは、2021年7月に子育て安心施設「すくすく かわごえ」に移転
- ・あけぼの児童園及びひかり児童園は、児童発達支援センターとして移転・新築し、2019年度にオープン
- ・2018年度から障害者基幹相談センターがサービス提供を開始し、2020年6月に川越市民サービスステーションに移転
- ・障害者就労支援センターは、2020年6月に川越市民サービスステーションに移転
- ・霞ヶ関東老人デイサービスセンターは、2021年度末に廃止
- ・やまぶき荘等污水处理施設は、2020年度に廃止
- ・西後楽会館は、2018年度に耐震補強工事を実施
- ・東後楽会館は、西後楽会館に機能を集約し、2018年度末に閉館

5 公営住宅



施設概要		(2016年4月1日時点)	
		個別施設	
市営住宅	小仙波町1丁目団地 ほか17施設	本庁地区：12施設、大東地区：3施設 霞ヶ関地区：2施設、名細地区：1施設	
その他	再開発住宅店舗	本庁地区：1施設	

【市営住宅】

市営住宅は、18 施設を設置しており、特に本庁地区に集中しています。月吉町北団地は埼玉県住宅供給公社から施設を借り上げ、仙波町 4 丁目氷川団地は土地を賃借し、市営住宅を供給しています。そのほか、県営住宅として 21 施設が設置されています。

市営住宅 18 施設のうち約半数の 11 施設が、築 30 年以上経過しています。そのうち 8 施設は旧耐震基準で建設されていますが、特定建築物³³については、耐震性能を満たしています。

2009 年から 2013 年の平均入居率としては、90%台が 10 施設、80%台が 5 施設、70%以下が 3 施設あります。

2012 年 3 月に、『川越市市営住宅長寿命化計画』を策定しており、計画的な維持・管理を行っています。

【その他】

再開発住宅店舗は、川越駅東口再開発事業を円滑に推進するため、当該事業の区域内に居住又は出店している借家人のために設置しており、築 30 年以上経過しています。

マネジメント方針

【市営住宅】

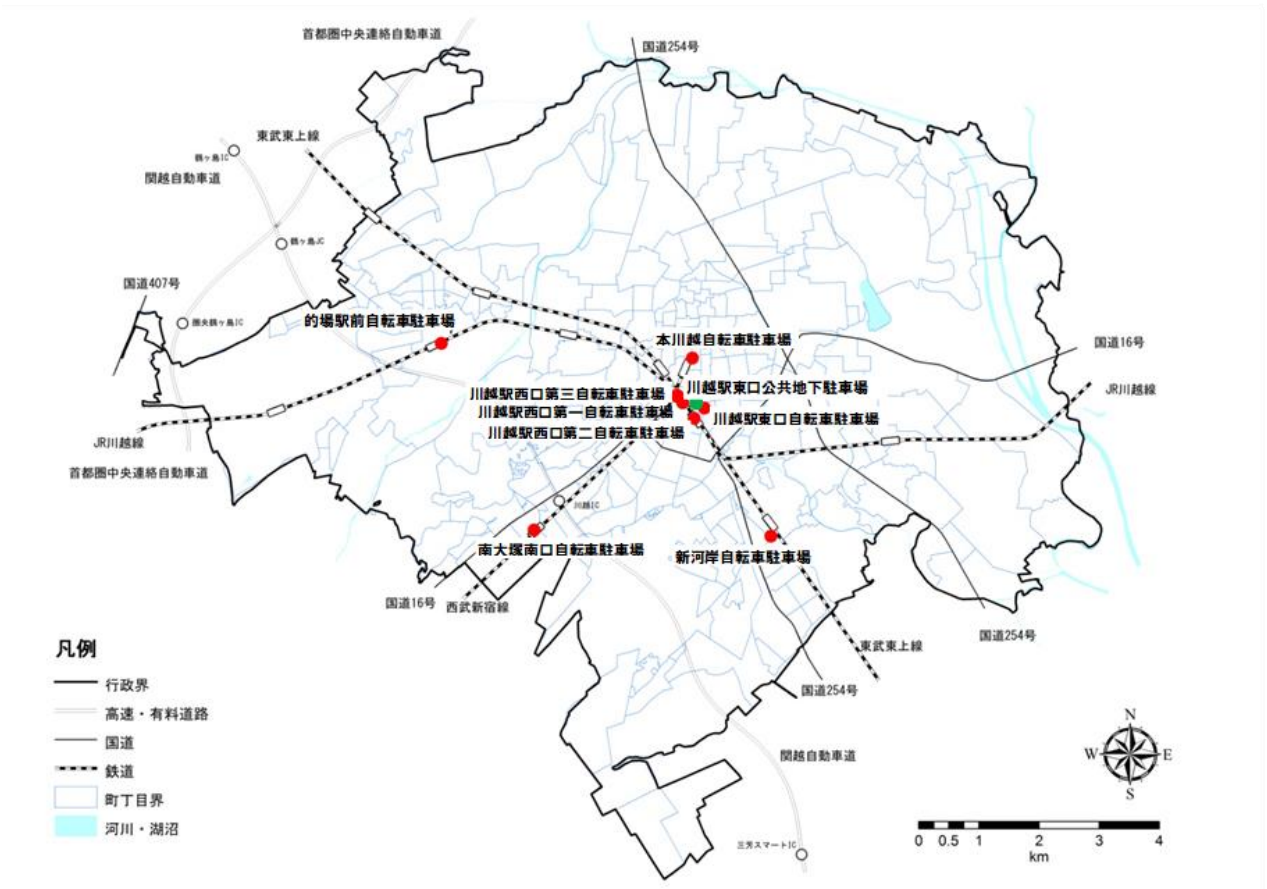
- 策定した長寿命化計画に基づき、計画的に維持・管理を行います。
 - 県の動向を踏まえながら、公営住宅に対する需要について把握し、必要戸数を検討します。
- また、民間施設を有効に活用する方法を検討します。

【その他】

- 再開発住宅店舗は、設置の経緯を踏まえつつ、用途転用などによる利活用を図ります。

³³ 特定建築物：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において定義された特定既存耐震不適格建築物のこと。なお、賃貸共同住宅においては、階数 3 及び床面積の合計 1,000 m²以上のものを指す。

6 都市基盤施設



施設概要		(2016年4月1日時点)
	個別施設	
自転車 駐車場	川越駅東口自転車駐車場	本庁地区
	川越駅西口第一自転車駐車場	本庁地区
	川越駅西口第二自転車駐車場	本庁地区
	川越駅西口第三自転車駐車場	本庁地区
	本川越駅前自転車駐車場	本庁地区
	新河岸駅自転車駐車場	高階地区
	南大塚南口自転車駐車場	大東地区
的場駅前自転車駐車場	霞ヶ関地区	
駐車場	川越駅東口公共地下駐車場	本庁地区

※公園施設及び防災施設については、数が多いため、施設概要は割愛しています。

【自転車駐車場】

有料の市営自転車駐車場は、8施設を設置しており、公益社団法人川越市シルバー人材センターが指定管理者となっています。そのうち、川越駅西口第一自転車駐車場は、築30年以上経過しています。

上記の市営自転車駐車場のほか、無料の自転車置場を、鶴ヶ島駅1か所、新河岸駅2か所、南大塚駅2か所に設置しています。

また、公益財団法人自転車駐車場整備センターが運営・管理する公営自転車駐車場が、霞ヶ関駅2か所、笠幡駅2か所、西川越駅1か所、南古谷駅1か所に設置されています。

自転車駐車場は、施設の特性上、駅前の敷地に設置しているため、賃借料の負担が大きい施設もあります。

2012年度と2014年度の駅別自転車利用状況調査を比較すると、民間の自転車駐車場は本川越駅周辺で1施設減少しているものの、増加傾向にあります。

【駐車場】

川越駅東口公共地下駐車場は、川越駅東口の再開発に伴い、駅周辺の違法駐車や交通渋滞の緩和を目的として設置しています。駐車台数は208台（うち身体障害者スペース4台）となっています。

また、毎年度一定規模の収入を一般会計に繰り出しています。

【公園施設】

都市公園は、約300か所（約160万㎡）あり、そのうち街区公園を約250か所と最も多く設置しています。公園施設としては、公園を管理する管理事務所のほか、四阿（あずまや）などを設置しています。

【防災施設】

災害備蓄庫は、15か所にバランスよく配置しています。

備蓄品保管室は、学校の余裕教室を活用するなど、55か所に設置していますが、公共施設として別棟で設置している施設が7か所あります。

災害用給水井戸は、22か所が学校敷地内に、1施設が蔵造りの建物が並ぶ伝統的建造物群保存地区にそれぞれ設置しています。

マネジメント方針

【自転車駐車場、駐車場】

- 自転車駐車場は、予防保全を図ります。

また、需要について把握し、地域ごとに必要な台数を検討するとともに、今後は民間の自転車駐車場を有効に活用するなど、民間活用を含めたサービス提供の在り方を検討します。

- 川越駅東口公共地下駐車場は、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

【公園施設】

- 公園施設は、策定した『公園施設長寿命化計画』に基づき、効率的に維持・管理を行います。なお、当該計画で対象としていない公園施設についても、継続的な点検を行い、劣化状況を踏まえた修繕を実施します。

【防災施設】

- 防災施設は、災害時、適切に活用できるよう計画的に維持・管理を行います。

7 行政関連施設

(1) 市民センター、連絡所、証明センター



施設概要

(2016年4月1日時点)

	個別施設	
市民センター	芳野市民センター	芳野地区
	古谷市民センター	古谷地区
	南古谷市民センター	南古谷地区
	高階市民センター	高階地区（高階図書館、高階児童館との複合）
	福原市民センター	福原地区
	大東市民センター	大東地区
	霞ヶ関市民センター	霞ヶ関地区（霞ヶ関小学校との複合）
	霞ヶ関北市民センター	霞ヶ関北地区
	川鶴市民センター	川鶴地区
	名細市民センター	名細地区
	山田市民センター	山田地区
連絡所	南連絡所	本庁地区

	個 別 施 設	
証明センター	ウェスタ川越証明センター	本庁地区（ウェスタ川越内）
	本川越駅証明センター	本庁地区

施設の現状

（2016 年 4 月 1 日時点）

【市民センター】

市民センターは、各地区に 11 施設を設置しています。霞ヶ関北市民センターを除く 10 施設は、公民館などとの複合施設になっています。

2008 年以降に建設した 3 施設（高階、名細、大東市民センター）は新しい建物ですが、旧出張所や連絡所をそのまま利用している 8 施設のうち 7 施設が、築 30 年以上経過しています。なお、霞ヶ関市民センター及び山田市民センターは、既に耐震化を完了しています。

また、市民センターは、各種証明書発行などの窓口業務に加えて、各市民センター管内における防災や福祉など地域コミュニティの拠点としての役割も担っています。

【連絡所、証明センター】

南連絡所は、アトレビルに設置しており、川越駅利用者などの市民にとって利便性が高く、利用者数は多い状況です。ただし、待合スペースが狭いなど利用者にとって不便なところもあります。

証明センターは、2 施設を設置しています。

本川越駅証明センターは、本川越ステーションビルに設置しています。しかし、取扱いできる業務が一部の証明書の交付などに限定されていることや、本川越駅 2 階の改札口に近いものの、人通りの多い場所ではないため、利用者数は多くありません。

ウェスタ川越証明センターは、アトレ 7 階にあった埼玉県パスポートセンターが、ウェスタ川越に移転することに伴い戸籍関係証明の需要が高くなることを想定し、設置しました。実際に戸籍関係証明の交付件数は本川越駅証明センターの 2 倍以上となっています。

今後は、コンビニエンスストアでの証明書交付を予定していることや、マイナンバー制度の開始により、市県民税に関する証明の件数も減少すると想定されるため、利用者数は減少していくと考えられます。

マネジメント方針

【市民センター・連絡所】

- 学校など周辺の公共施設との複合化について検討します。
- 市民センターは地域コミュニティの拠点となる施設であるため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

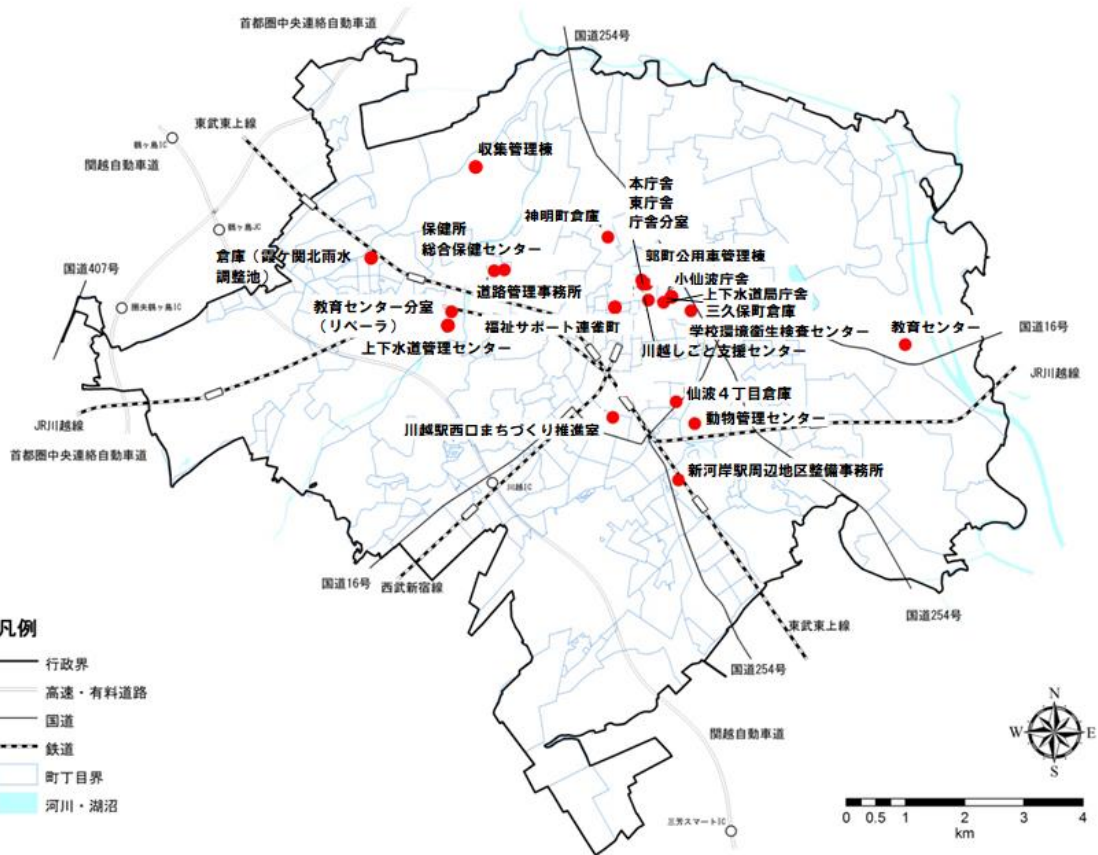
【証明センター】

- 証明センターは、証明書の交付などのサービス提供状況に合わせて、廃止を含めて在り方を検討します。

*2016年度以降に新築・廃止などのあった施設は次のとおりです。

- ・本川越駅証明センターは2019年度に廃止
- ・南連絡所及びウェスタ川越証明センターは2020年6月に川越市民サービスステーションに移転

(2) 庁舎関連施設



施設概要		(2016年4月1日時点)
個別施設		
庁舎関連施設	市役所本庁舎	本庁地区
	東庁舎	本庁地区
	庁舎分室	本庁地区
	市役所小仙波庁舎	本庁地区
	川越駅西口まちづくり推進室	本庁地区
	新河岸駅周辺地区整備事務所	高階地区
	道路管理事務所	本庁地区
	上下水道局庁舎	本庁地区
	上下水道管理センター	霞ヶ関地区
	神明町倉庫	本庁地区
	三久保町倉庫	本庁地区
	仙波4丁目倉庫	本庁地区

	個 別 施 設	
庁舎 関連 施設	倉庫（霞ヶ関北雨水調整池）	霞ヶ関北地区
	郭町公用車管理棟	本庁地区
	総合保健センター	本庁地区
	保健所	本庁地区
	福祉サポート連雀町	本庁地区
	川越しごと支援センター	本庁地区
	学校環境衛生検査センター	本庁地区
	動物管理センター	本庁地区
	収集管理棟	名細地区
	教育センター	古谷地区
	教育センター分室（リベラ）	霞ヶ関地区

施設の現状

（2016 年 4 月 1 日時点）

【庁舎関連施設】

庁舎関連施設は、本庁舎をはじめ、本庁地区に点在しています。事務スペースの狭あい化が進み、会議室などの不足により、民間ビルを借り上げています。

本庁舎は、築 40 年以上経過しており、2015 年度に耐震化を完了していますが、空調設備について全般的に改修が必要です。

東庁舎は、10 年間のリース期間満了に伴い、2012 年に無償譲渡を受け、市の所有になっています。

小仙波庁舎は、2012 年に建物の寄附を受け、建物の改築後、2013 年に建設部 6 課が本庁舎より移転しています。なお、敷地については、30 年間の賃貸借契約を締結しています。

川越駅西口まちづくり推進室は、川越駅西口市有地利活用事業や川越駅西口周辺の都市計画道路等の整備などを進めています。2015 年 7 月から、旧南公民館を使用しています。

新河岸駅周辺地区整備事務所は、新河岸駅を中心とした都市基盤の整備を進めています。

道路管理事務所は、道路施設などの維持補修及び自然災害の対応を円滑に行うため、道路管理事務所敷地内に建設機械や資材などを配備しています。

上下水道局庁舎は、2003 年度に水道部と下水道部を統合したことに伴い、上下水道局庁舎となりました。2003 年度から 2004 年度には空調設備の更新や屋上の防水処置などを実施しています。

また、上下水道局としては、水道管などの補修を行うため、重機や資材を保管するスペースが必要になります。

総合保健センター及び保健所は、健康づくりや保健衛生分野の拠点施設です。隣接して設置しているため、連携を図りながら事業に取り組んでいます。

また、保健関連イベントや乳幼児健診等を行っているため、駐車スペース等に配慮することが必要です。

福祉サポート連雀町は、障害（障害者相談支援センター）、高齢（地域包括支援センター）、児童（つどいの広場）分野の事業を行う複合施設となっています。築 30 年以上経過しており、新耐震基準の性能を満たしていません。

川越しごと支援センターは、2012 年 10 月に開設し、その一部を雇用支援課が使用しています。

学校環境衛生検査センターは、学校環境を維持し、児童生徒の健康の保持を図るために設置しています。主に学校薬剤師による飲料水・プール水水質検査をはじめとする学校環境衛生検査を実施しています。

動物管理センターは、犬や猫の一時的な収容施設であり、動物の愛護のために設置しています。現在、築 30 年以上経過しています。動物の収容施設であるため、周辺の居住環境に配慮することが必要です。なお、2016 年度から埼玉建築物総合管理協同組合に業務委託しています。

収集管理棟は、一般廃棄物の収集運搬を円滑に行うための施設で、事務室は環境部 2 課が使用しています。

教育センターは、旧古谷東小学校の閉校に伴い、2010 年に開設しました。主に教職員の研修を行っています。

また、体育館や 1 階スペースを地域住民を中心に一般開放しています。

教育センター分室（リベラー）は、教育や就学に関する相談業務の拠点として機能しています。児童生徒や保護者からの相談のほかに学校復帰のための適応指導教室があります。

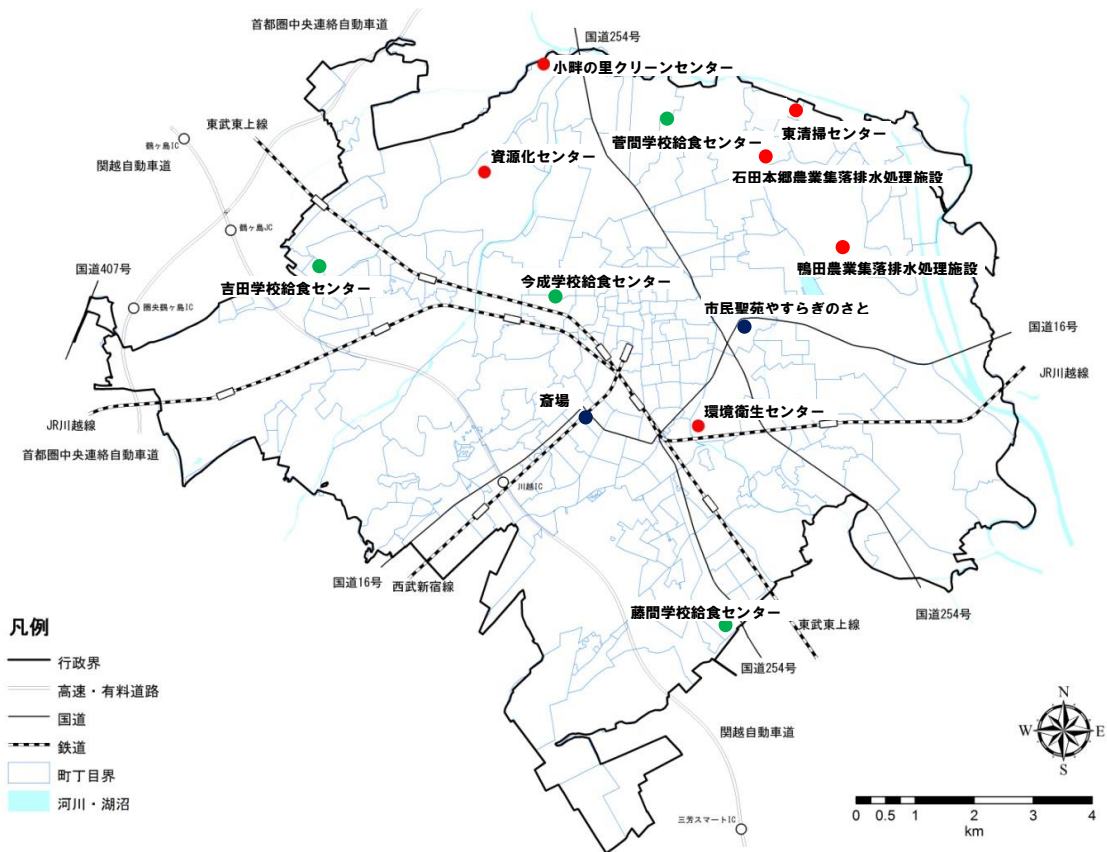
【庁舎関連施設】

- 庁舎関連施設及び倉庫などは、会議室の集中化、文書保管スペースの整理（市庁舎外での保管の推進や電子化による保存）、会議室の共用化などにより適正な規模とし、本庁舎の更新に合わせて、分散している機能の集約を図ります。ただし、機材や駐車場などのスペースを確保する必要がある施設については、留意します。
- 川越駅西口まちづくり推進室及び新河岸駅周辺地区整備事務所は、現場での早期対応や地域に密着したまちづくりを推進するため、現在の施設の長寿命化を図ります。
また、将来的には、事業の進捗に合わせて、他の庁舎関連施設への移転を検討します。
- 福祉サポート連雀町は、類似機能を有する施設との多機能化を検討します。
- 動物管理センターは、計画的に維持・管理を行い、適正な規模とします。
- 教育センターは、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
また、施設の一般開放の充実を図るほか、他の公共施設との共用化や多機能化を検討します。
- 教育センター分室（リバーラ）は、業務の内容を考慮しつつ、教育センターや周辺の公共施設などとの共用化や多機能化を検討します。

*2016年度以降に新築・廃止などのあった施設は次のとおりです。

- ・川越しごと支援センターは2020年6月に川越市民サービスステーションに移転
- ・福祉サポート連雀町の機能は次のとおり移転
 - 障害者基幹相談支援センター（旧障害者相談支援センター）は2020年6月に川越市民サービスステーションに移転
 - 地域包括支援センターは2021年7月に子育て安心施設「すくすくかわごえ」に移転
 - つどいの広場は2021年7月にウェスタ川越に移転
- ・旧あけぼの・ひかり児童園園舎を転用して2020年10月に教育センター第二分室を設置
- ・教育センター分室（リバーラ）は教育センター第一分室（リバーラ）に名称を変更

(3) 環境衛生関連施設、給食施設、葬祭施設



施設概要		(2016年4月1日時点)	
		個別施設	
環境衛生関連施設	環境衛生センター	本庁地区	
	東清掃センター	芳野地区	
	資源化センター	名細地区（環境プラザ（つばさ館）との複合）	
	小畔の里クリーンセンター	名細地区	
給食施設	今成学校給食センター	本庁地区	
	菅間学校給食センター	芳野地区	
	藤間学校給食センター	高階地区	
	吉田学校給食センター	名細地区	
葬祭施設	市民聖苑やすらぎのさと	本庁地区	
	斎場	本庁地区	
農業集落排水処理施設	鴨田農業集落排水処理施設	芳野地区	
	石田本郷農業集落排水処理施設	芳野地区	

【環境衛生関連施設】

資源化センター及び東清掃センターは、ごみの中間処理（焼却やりサイクル）を行っています。2010 年に資源化センターが稼働したことに伴い、西清掃センターは、同年 3 月末に稼働停止しました。

東清掃センターは、築 25 年以上経過しています。国が策定した「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」によると、ごみ焼却施設は稼働後 20～25 年で廃止している施設が多くなっています。今後は、老朽化に対する対策を行うことが必要です。

小畔の里クリーンセンターは、中間処理施設で処理されたごみの残さの最終処分を行っています。第一期分処分地については、残容量が約 13%となっていることに留意しなければいけません。

環境衛生センターは、し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設からの集排汚泥の処理を行っています。近年、処理量は若干増加傾向にあります。築 30 年以上経過しており、新耐震基準の性能を満たしていません。

農業集落排水処理施設は、農業用水の水質向上と農村環境の改善を図ることを目的として、農村集落の汚水処理を行っています。現在、2 施設を設置しており、鴨田農業集落排水処理施設は 2006 年度、石田本郷農業集落排水処理施設は 2012 年度から供用開始しています。

【給食施設】

学校給食センターは、4 施設を設置しています。現在、築 30 年以上経過する藤間及び吉田学校給食センターの老朽化とともに、今成学校給食センターでは調理後 2 時間以内の喫食を実施するため、1 日 2 回から 1 回の調理にすることが課題となっています。

これらの課題を解決するため、P F I の手法を用いて菅間学校給食センターの隣地に仮称川越市新学校給食センターを建設する予定です。

建設を予定している学校給食センターは、「確実な衛生管理で安全・安心でおいしい給食の提供ができる施設」を基本理念のひとつとし、アレルギー対応食の提供ができるように計画を進めています。

【葬祭施設】

斎場は、おおむね築 40 年経過しており、旧耐震基準で建設されています。現在、新斎場の建設を進めています。近年、家族葬など小規模葬の需要が高まっていることから、新斎場は、小規模の式場を 2 つ併設する予定です。

市民聖苑やすらぎのさとは、2000 年から供用開始し、公益財団法人川越市施設管理公社が指定管理者となっています。

マネジメント方針

【環境衛生関連施設】

- 資源化センターは、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 東清掃センターは、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 小畔の里クリーンセンターは、引き続き機能を維持し、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。
- 環境衛生センターは、更新時期に合わせて、適正な規模での整備を進めます。
- 農業集落排水処理施設は、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図るとともに、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。

【給食施設】

- 2013年11月に策定した『（仮称）川越市新学校給食センター整備基本計画』に基づき、PFI事業として整備を進めます。[実施済み]
- 菅間及び今成学校給食センターは、将来の児童生徒数を考慮した施設運営を行いながら、計画的に維持・管理を行い、予防保全・長寿命化を図ります。

【葬祭施設】

- 新斎場は、2012年4月に策定した『川越市新斎場建設基本計画』に基づいて整備を進めます。[実施済み]
- 市民聖苑やすらぎのさととは、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 新斎場と市民聖苑やすらぎのさととは、一体的に、効率的で効果的な管理・運営方法を検討します。

*2016年度以降に新築・廃止などのあった施設は次のとおりです。

- ・藤間学校給食センターと吉田学校給食センターは2017年7月に廃止
- ・『（仮称）川越市新学校給食センター整備基本計画』に基づき、PFI事業として菅間第二学校給食センターの整備を行い、2017年9月から給食の提供を開始
- ・『川越市新斎場建設基本計画』に基づき、斎場の整備を行い、2017年度にオープン

8 インフラ施設

(1) 道路、橋りょう

施設の現状

(2016 年4月1日時点)

【道路・橋りょう】

※道路及び橋りょうについては、第2章 公共施設等の現況（P11）で記載。

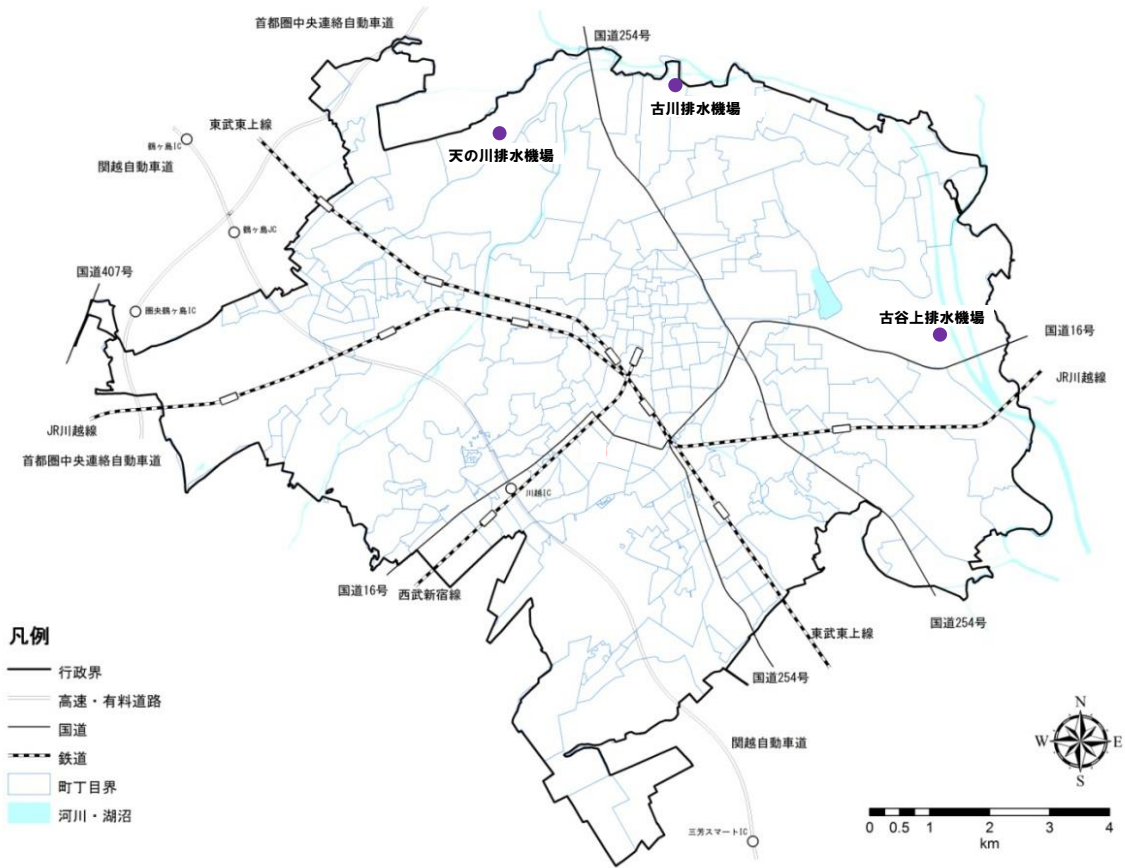
マネジメント方針

【道路、橋りょう】

- 道路及び橋りょうは、安全性を確保しつつ、重要度に応じた適切な維持・管理を行います。
- 橋りょうは、『川越市橋りょう長寿命化修繕計画』に基づき、計画的に維持・管理を行い、予防保全を図ります。
- 全ての橋りょうについて、継続的に点検を実施し、安全性を確保します。

※道路管理事務所については、行政関連施設（P69～72）で記載。

(2) 河川管理施設



施設の現状

(2016年4月1日時点)

【河川管理施設】

※排水機場・排水ポンプ場については、第2章 公共施設等の現況(P11)で記載。

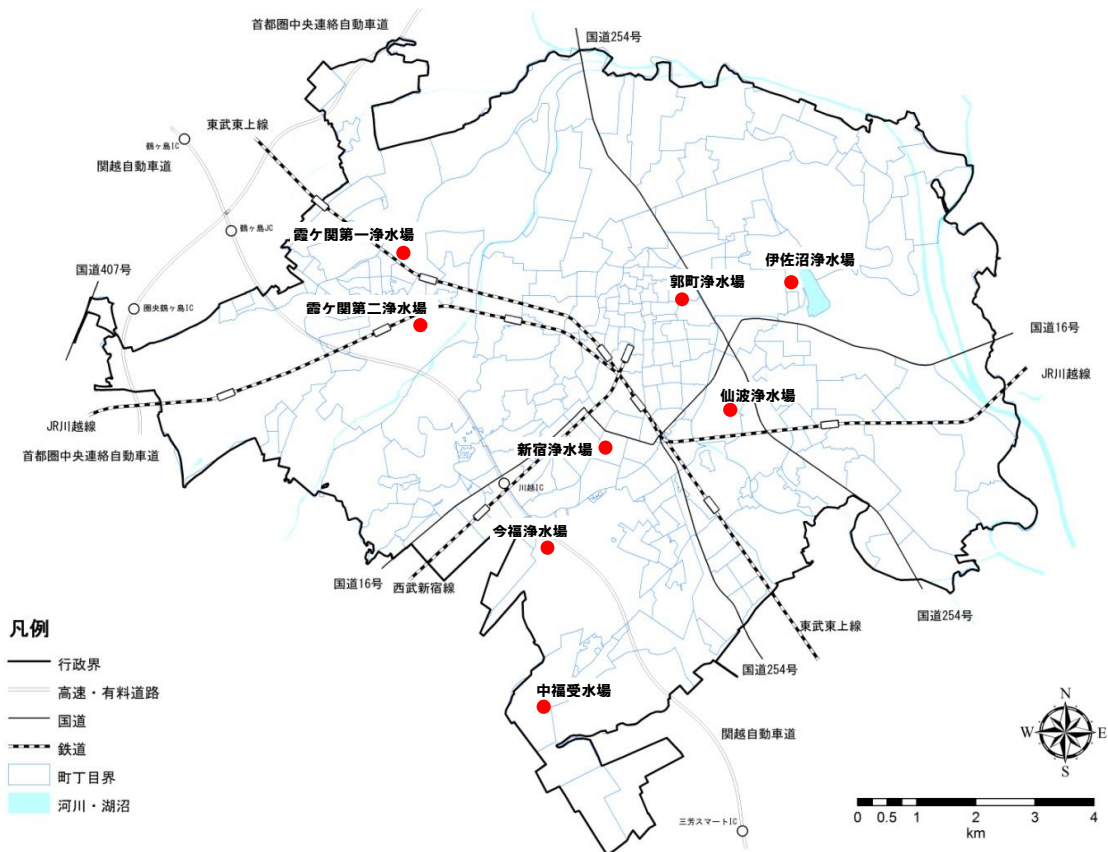
※排水ポンプ場については、施設概要は割愛しています。

マネジメント方針

【河川管理施設】

●排水機場及び排水ポンプ場は、計画的に維持・管理を行い、長寿命化を図ります。

(3) 上水道関連施設



施設の現状

(2016年4月1日時点)

【上水道関連施設】

上水道の施設としては、浄水場7施設、受水場1施設を設置しています。ほとんどの施設が築40年以上経過しているため、施設の修繕や耐震補強を実施しています。

※配水管については、第2章 公共施設等の現況（P12）で記載。

マネジメント方針

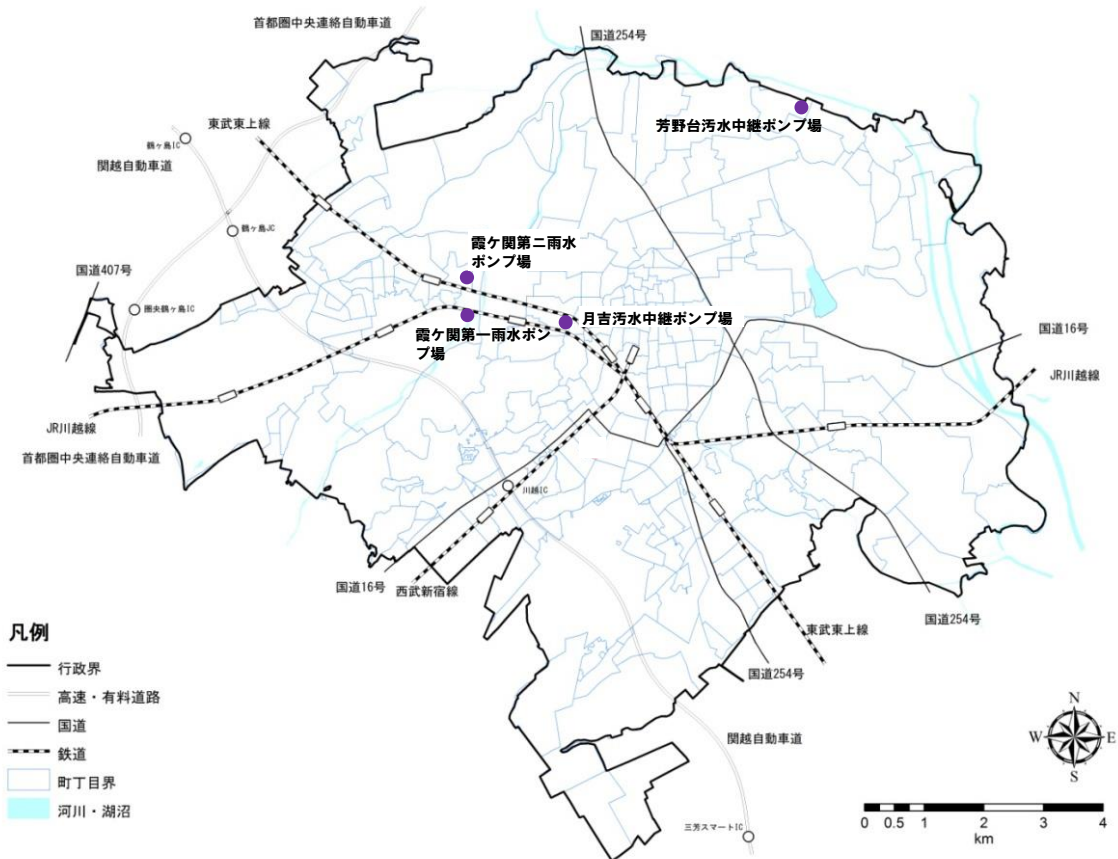
【上水道関連施設】

●浄水場及び受水場は、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。なお、施設の重要性や規模などに応じて、適切な維持・管理を実施します。

●配水管は、安全性を確保しながら、重要度に応じた適切な維持・管理を行い、長寿命化を図ります。

※上下水道局庁舎については、行政関連施設（P69～72）で記載。

(4) 下水道関連施設



施設の現状

(2016年4月1日時点)

【下水道関連施設】

下水道の施設としては、汚水中継ポンプ場2施設、マンホールポンプ47施設、雨水ポンプ場17施設、雨水調整池18施設、合流改善施設など17施設を設置しています。月吉汚水中継ポンプ場、芳野台汚水中継ポンプ場及び霞ヶ関第二雨水ポンプ場は、築30年以上が経過しており、耐震化対策と老朽化対策が急務です。

※管路施設については、第2章 公共施設等の現況（P12）で記載。

マネジメント方針

【下水道関連施設】

- ポンプ場施設は、他の場所への移設が困難であるため、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。
- 管路施設は、安全性を確保しながら、重要度に応じた維持・管理を行い、長寿命化を図ります。

※上下水道管理センター及び倉庫（霞ヶ関北雨水調整池）については、行政関連施設（P69～72）で記載。

余白ページ

資料編

川越市の公共施設・インフラに関するアンケート調査

調査概要

公共施設等総合管理計画の策定に当たり、同種・同機能を有する施設の重複を解消するための統合、人口減少やニーズの変化に応じた用途変更、複数の地区や近隣市町との施設の共用、民間活力の積極的な活用、地域への施設の移管と自主的な運営などさまざまな対策について、広く市民の意見を聞くために実施しました。

- (1) 調査対象地域：川越市全域
- (2) 調査対象：満 18 歳以上（平成 25 年 10 月 1 日現在）の男女 3,000 人
- (3) 抽出方法：住民基本台帳に基づき市内 12 地域の人口割合に応じて無作為に抽出
- (4) 調査方法：郵送による配布、回収
- (5) 調査期間：2014 年 8 月 25 日（月）～9 月 17 日（水）
- (6) 回収率

	配布数（人）	回収数（人）	回収率(%)
市全体	3,000	1,542	51.4

※各グラフのNは回答者数を示しています。

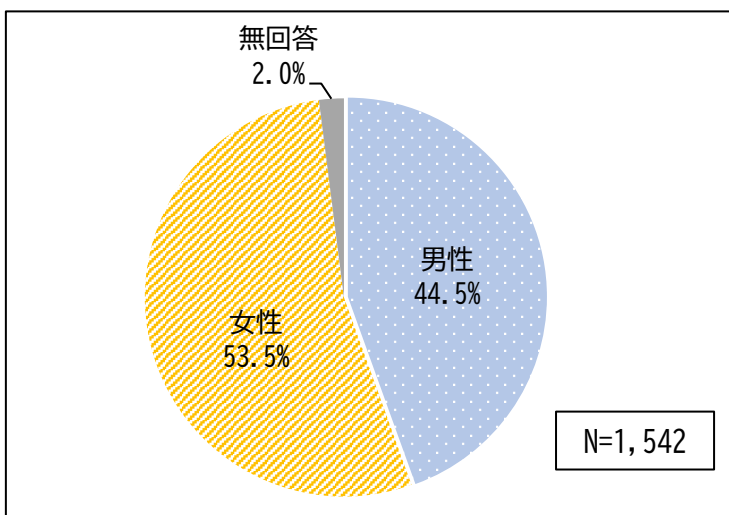
調査結果概要

(1) 回答者の属性

性別について回答があった 1,511 人のうち、男性の回答が 686 人（45.4%）、女性の回答が 825 人（54.6%）でした。

性別 (単位：人)

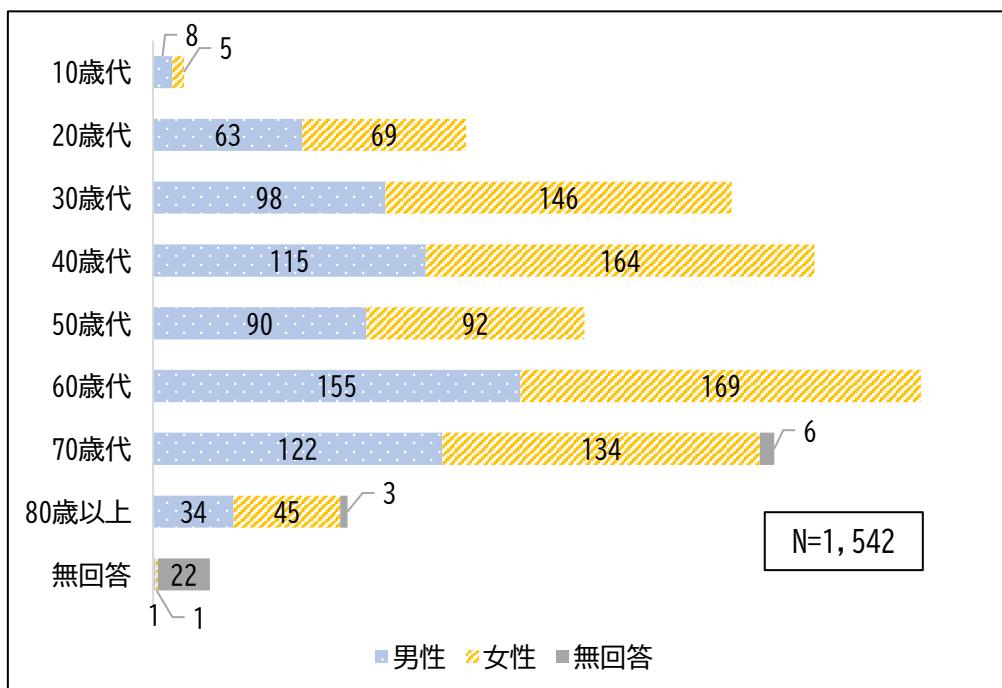
	男性	女性	無回答	合計
性別	686	825	31	1,542



年齢別では、60歳代が最も多く(324人 21.0%)で、次に40歳代(279人 18.0%)、70歳代(262人 17.0%)でした。

年齢別 (単位:人)

年齢別	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	合計
年齢別	13	132	244	279	182	324	262	82	24	1,542
男性	8	63	98	115	90	155	122	34	1	686
女性	5	69	146	164	92	169	134	45	1	825
無回答	0	0	0	0	0	0	6	3	22	31

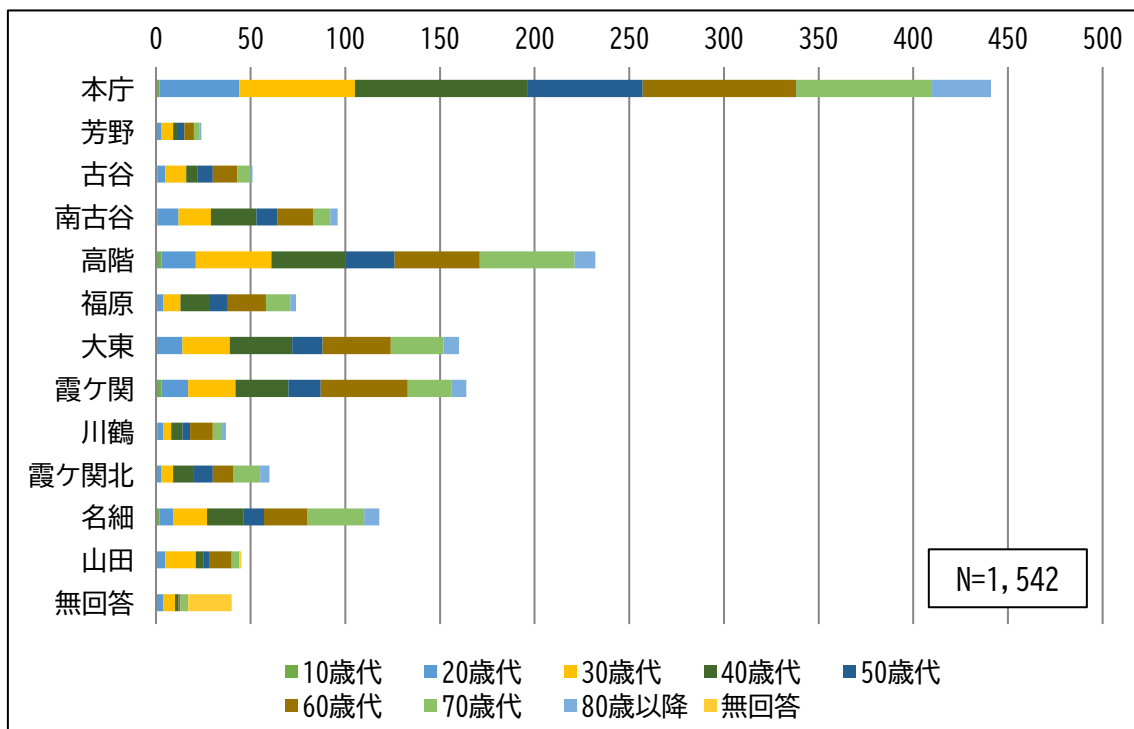


居住地域別の回答では、本庁地区が最も多く（441人 28.6%）、次に高階地区（232人 15.0%）、霞ヶ関地区（164人 10.6%）でした。

居住地域別

（単位：人）

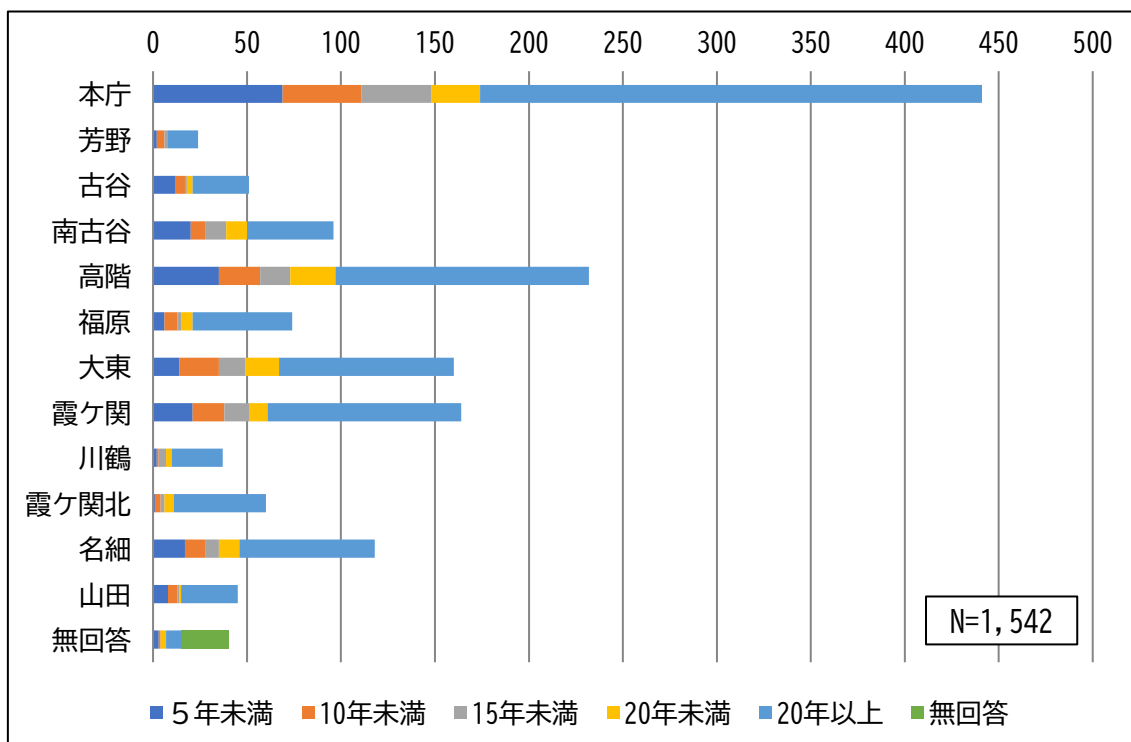
	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以降	無回答	合計
本庁	2	42	61	91	61	81	72	31	0	441
芳野	0	3	6	2	4	5	3	1	0	24
古谷	1	4	11	6	8	13	7	1	0	51
南古谷	1	11	17	24	11	19	9	4	0	96
高階	3	18	40	39	26	45	50	11	0	232
福原	0	4	9	15	10	20	13	3	0	74
大東	0	14	25	33	16	36	28	8	0	160
霞ヶ関	3	14	25	28	17	46	23	8	0	164
川鶴	1	3	4	6	4	12	5	2	0	37
霞ヶ関北	0	3	6	11	10	11	14	5	0	60
名細	2	7	18	19	11	23	30	8	0	118
山田	0	5	16	4	3	12	4	0	1	45
無回答	0	4	6	1	1	1	4	0	23	40
合計	13	132	244	279	182	324	262	82	24	1,542



居住年数別の回答では、20年以上が最も多く（929人 60.2%）、次に5年未満（210人 13.6%）、10年未満（147人 9.5%）でした。

居住年数別 (単位：人)

	5年未満	10年未満	15年未満	20年未満	20年以上	無回答	合計
合計	210	147	110	121	929	25	1,542
本庁	69	42	37	26	267	0	441
芳野	2	4	2	0	16	0	24
古谷	12	5	1	3	30	0	51
南古谷	20	8	11	11	46	0	96
高階	35	22	16	24	135	0	232
福原	6	7	2	6	53	0	74
大東	14	21	14	18	93	0	160
霞ヶ関	21	17	13	10	103	0	164
川鶴	2	1	4	3	27	0	37
霞ヶ関北	1	3	2	5	49	0	60
名細	17	11	7	11	72	0	118
山田	8	5	1	1	30	0	45
無回答	3	1	0	3	8	25	40



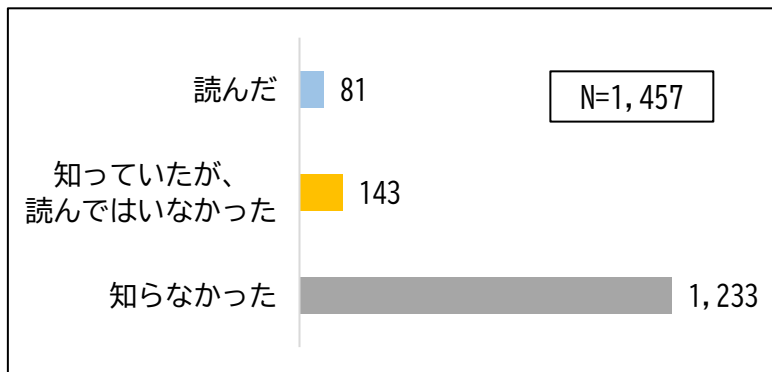
(2) 『川越市公共施設マネジメント白書』の認知

2013年3月に作成した「川越市公共施設マネジメント白書」の認知については、回答のあった1,457人のうち、1,233人(84.6%)の方が知らなかったとの回答でした。

白書の認知

(単位：人)

	読んだ	知っていたが、 読んではいな かった	知らなかった	無回答	合計
人数	81	143	1,233	85	1,542



(3) 関心の程度

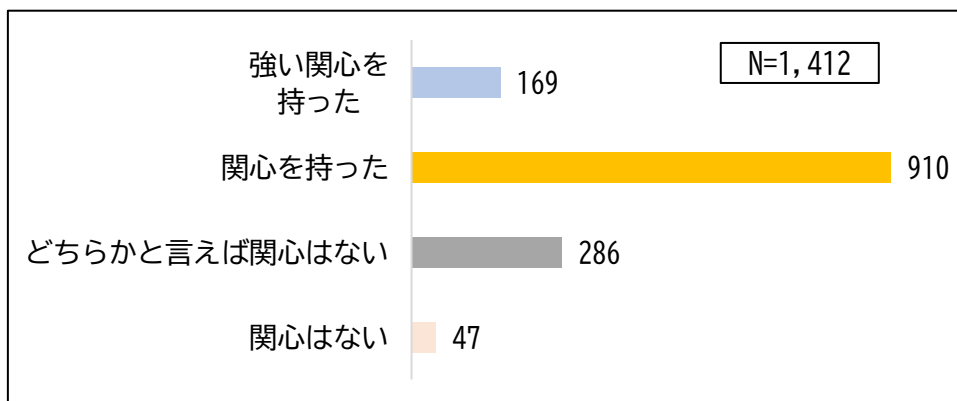
川越市の公共施設・インフラを取り巻く現状と課題についての関心の程度は、回答のあった1,412人のうち、強い関心を持った方が169人(12.0%)、関心を持った方が910人(64.4%)でした。

強い関心を持った方と関心を持った方を合わせると76.4%の方から関心があるとの回答でした。

関心の程度

(単位：人)

	強い関心を持 った	関心を持った	どちらかと言 えば関心はな い	関心はない	無回答	合計
合計	169	910	286	47	130	1,542



(4) 公共施設の方策

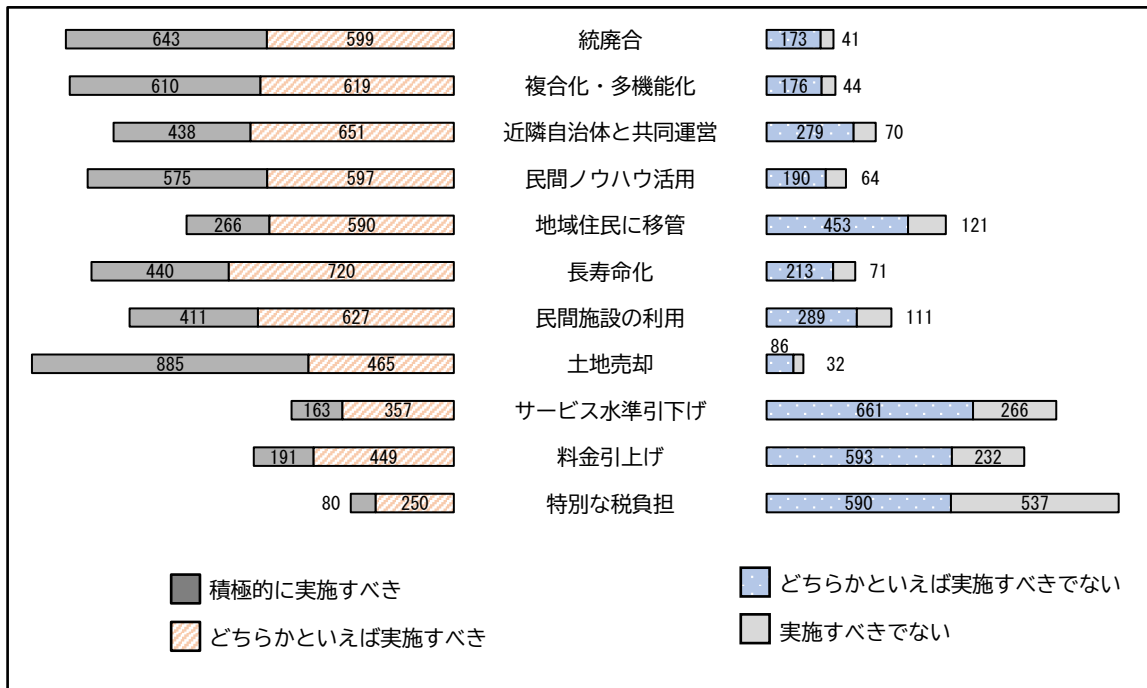
統廃合や複合化・多機能化、近隣自治体と共同運営、民間ノウハウの活用、地域住民に移管、長寿命化、民間施設の利用、土地の売却については、「どちらかというと実施すべき」、「積極的に実施すべき」が「どちらかといえば実施すべきでない」、「実施すべきでない」を上回る回答数でした。

サービス水準の引き下げや料金引上げ、特別な税負担については、「どちらかといえば実施すべきでない」、「実施すべきでない」が「どちらかというと実施すべき」、「積極的に実施すべき」を上回る回答数でした。

公共施設の方策

(単位：人)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計
統廃合	643	599	173	41	86	1,542
複合化・多機能化	610	619	176	44	93	1,542
近隣自治体と共同運営	438	651	279	70	104	1,542
民間ノウハウ活用	575	597	190	64	116	1,542
地域住民に移管	266	590	453	121	112	1,542
長寿命化	440	720	213	71	98	1,542
民間施設の利用	411	627	289	111	104	1,542
土地売却	885	465	86	32	74	1,542
サービス水準引下げ	163	357	661	266	95	1,542
料金引上げ	191	449	593	232	77	1,542
特別な税負担	80	250	590	537	85	1,542



(5) インフラ施設の方策

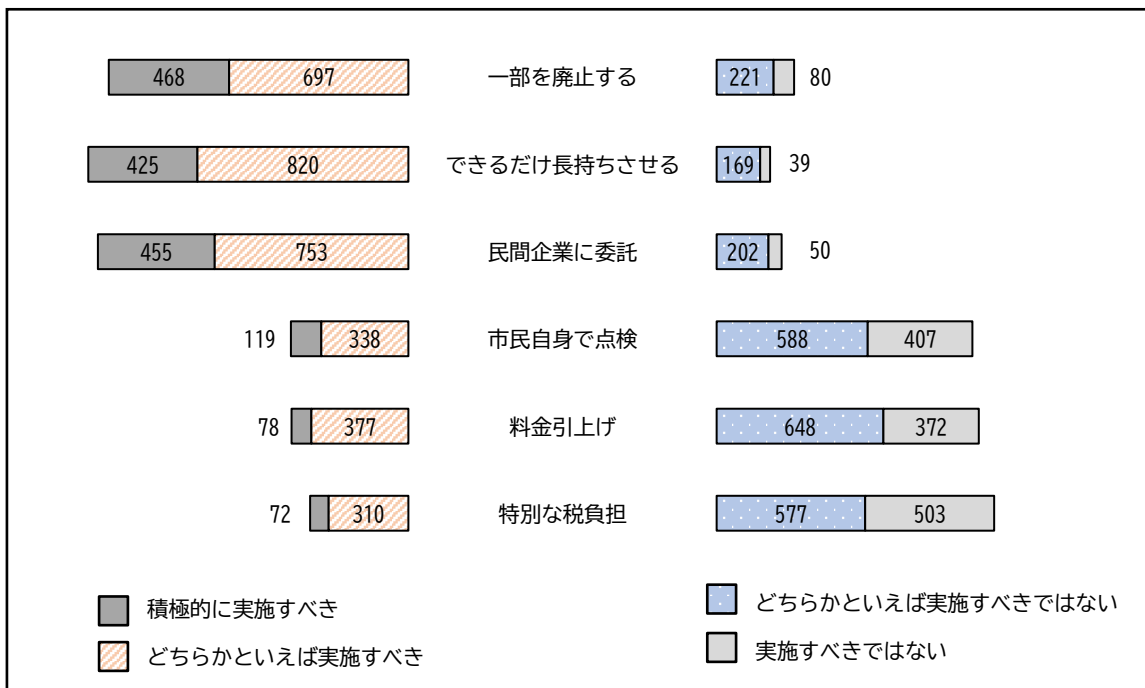
一部を廃止する、できるだけ長持ちさせる、民間企業に委託については、「積極的に実施すべきだ」、「どちらかといえば実施すべきだ」とする回答が「実施すべきでない」、「どちらかといえば実施すべきでない」とする回答を上回りました。

市民自身で点検、料金を引き上げ、特別な税金などの徴収については、「実施すべきでない」、「どちらかといえば実施すべきでない」とする回答が「積極的に実施すべきだ」、「どちらかといえば実施すべきだ」とする回答を上回りました。

インフラ施設の方策

(単位：人)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきではない	実施すべきではない	無回答	合計
一部を廃止する	468	697	221	80	76	1,542
できるだけ長持ちさせる	425	820	169	39	89	1,542
民間企業に委託する	455	753	202	50	82	1,542
市民自身で点検する	119	338	588	407	90	1,542
料金を引き上げる	78	377	648	372	67	1,542
特別な税負担を行う	72	310	577	503	80	1,542



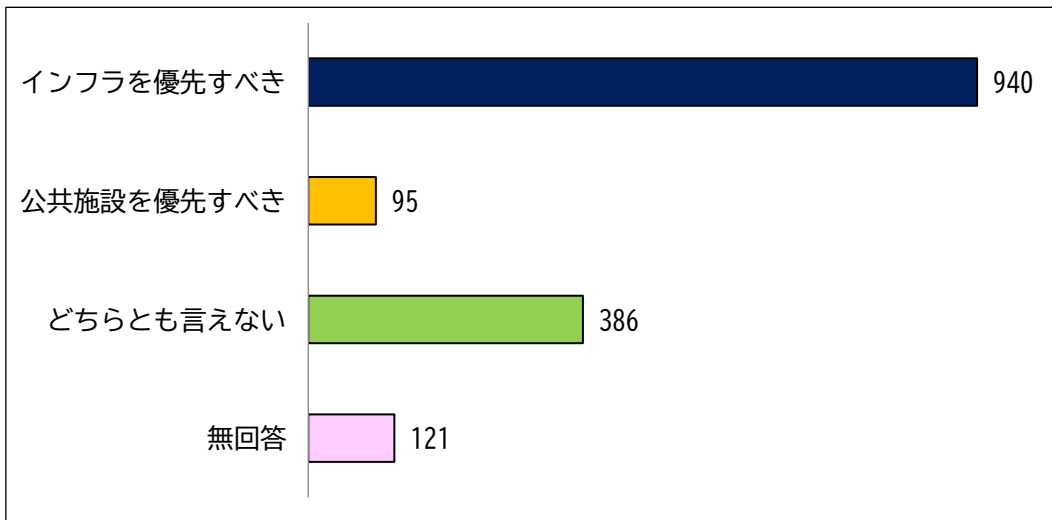
(6) 公共施設とインフラ施設の優先度

優先について回答のあった 1,421 人中、インフラを優先させるべきと回答した方（940 人 66.2%）が、公共施設を優先すべきと回答した方（95 人 6.7%）を大幅に上回りました。

公共施設とインフラ施設の優先度

(単位：人)

	インフラを優先すべき	公共施設を優先すべき	どちらとも言えない	無回答	合計
人数	940	95	386	121	1,542



川越市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 6 月
(令和 4 年 1 月 改訂)

発行 川越市 社会資本マネジメント課

〒350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1

電話 049-224-8811 (代表)

電話 049-224-6377 (直通)

Fax 049-225-2895

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

川越市公式ホームページ

社会資本マネジメントの取組

